

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する
政令

新旧対照条文 目次

○ 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）（抄）（第一条関係）	1
○ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）（抄）（第二条関係）	13
○ 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）（抄）（第三条関係）	27
○ 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）（抄）（第四条関係）	31
○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）（抄）（第五条関係）	35
○ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第一百十六号）（抄）（第六条関係）	43
○ 健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）（抄）（第七条関係）	116
○ 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）（抄）（第八条関係）	117
○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）（第九条関係）	121
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）（第十条関係）	128
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）（第十一条関係）	134
○ 印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八号）（抄）（第十二条関係）	137
○ 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）（第十三条関係）	138
○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準 の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等	

に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）（抄）（第十四条関係）

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄）（第十五条関係）

改 正 案	現 行
<p>（特別積立金）</p> <p>第十九条 組合は、毎年度（事業開始の初年度を除く。）末日において、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合算額を特別積立金として積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない。</p> <p>一 当該年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額から当該年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第五条第六項に規定する組合特別調整補助金を除く。次号、次項及び次条第三項において同じ。）（療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額の十分の二に相当する額</p> <p>二 当該年度内に納付した高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の総額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）</p>	<p>（特別積立金）</p> <p>第十九条 組合は、毎年度末日において、当該年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額並びに当該年度内に納付した高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の総額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）の合算額から当該年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第五条第六項に規定する組合特別調整補助金を除く。以下この項及び次条第三項において同じ。）の額を控除した額の十分の二に相当する金額（事業開始の初年度の末日において、当該年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額から当該年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額を当該年度に属する月の数から一を控除した数で除して得た額並びに当該年度内に納付した前期高</p>

（がある場合には、これを控除した額）から当該年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金（次項において「前期高齢者納付金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（次項並びに第二十九条の七第二項及び第三項において「後期高齢者支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額の十二分の一に相当する額

2

組合は、事業開始の初年度の末日において、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合算額を特別積立金として積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない。

一 事業開始の初年度の会計年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額から当該会計年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額を当該会計年度に属する月の数（事業開始の日が月の初日以外の日であるときは、当該会計年度に属する月の数から一を控除した数）で除して得た額に二を乗じて得た額

二 事業開始の初年度の会計年度内に納付した前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の総額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）から当該会計年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額を当該会計年度

（高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の総額）から当該年度における同項の規定による補助金（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（第二十九条の七第二項及び第三項において「後期高齢者支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額を当該年度に属する月の数で除して得た額の合算額に、二を乗じて得た額）を特別積立金として積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない。

（新設）

に属する月の数で除して得た額

- 3| 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十九条の規定により同法第七十三条第一項に規定する日雇関係組合とみなされた組合（次条第五項及び附則第一条の三において「日雇関係国保組合」という。）について、前二項の規定を適用する場合においては、第一項第二号中「及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）」とあるのは、「、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十三条第二項に規定する日雇拠出金（以下「日雇拠出金」という。）」と、前項第二号中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金」とする。

（準備金）

第二十条（略）

2（略）

- 3 組合は、毎年度において収入支出の決算上剰余を生じたときは、当該年度及びその直前の二箇年度内において行つた保険給付に要した費用の額（保険給付に関し被保険者が負担した一部負担金の額を除く。）の一年度当たりの平均額から当該年度及びその直前の二箇年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外療養の給付並びに入院時食費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るものに限る。）の額の一年度当たりの平均額を控除した額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該年度の剰余金を給付費等支払準備金として積み立てなければならない。

- 2| 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十九条の規定により同法第七十三条第一項に規定する日雇関係組合とみなされた組合（次条第五項及び附則第一条の三において「日雇関係国保組合」という。）について、前項の規定を適用する場合においては、同項中「及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）」とあるのは、「、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十三条第二項に規定する日雇拠出金（以下「日雇拠出金」という。）」と、及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金」とする。

（準備金）

第二十条（略）

2（略）

- 3 組合は、毎年度において収入支出の決算上剰余を生じたときは、当該年度及びその直前の二箇年度内において行つた保険給付に要した費用の額（保険給付に関し被保険者が負担した一部負担金の額を除く。）並びに当該年度及びその直前の二箇年度内に納付した前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の総額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額の合算額）の一年度当たりの平均額から当該年度及びその直前の二箇年度における法第七十三条第一項の規定による補助金の額の一年度当たりの平均額を控除した額の百分の十に相当する額に達するまでは、当該年度の剰余金を給付費等支払準備金として積み立てなければならない。

4 (略)

5 日雇関係国保組合について、前項の規定を適用する場合においては、同項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び健康保険法第七十三条第二項に規定する日雇拠出金」とする。

2 第二十八条の三 (略)

2 法第五十二条第六項の規定により法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(削る)		(略)
(略)	(略)	(略)

2 第二十八条の三の二 (略)

2 法第五十二条の二第三項の規定により法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

4 (略)

5 日雇関係国保組合について、前二項の規定を適用する場合においては、第三項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び健康保険法第七十三条第二項に規定する日雇拠出金(次項において「日雇拠出金」という。)」と、前項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び日雇拠出金」とする。

2 第二十八条の三 (略)

2 法第五十二条第六項の規定により法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十六条第四項	第一項の給付	入院時食事療養費に係る療養
(略)	(略)	(略)

2 第二十八条の三の二 (略)

2 法第五十二条の二第三項の規定により法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

する。

(略)	(削る)	(略)
(略)		(略)
(略)		(略)

(保険外併用療養費に関する読替え)

第二十八条の四 (略)

2 法第五十三条第三項の規定により法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十六条第三項	第一項の給付	保険外併用療養費に係る評価療養、患者申出療養又は選定療養
第四十条第一項	療養の給付	保険外併用療養費に係る評価療養、患者申出療養若しくは選定療養
第四十一条第一項	療養の給付	保険外併用療養費に係る評価療養、患者申出療養又は選定療養

する。

(略)	第三十六条第四項	(略)
(略)	第一項の給付	(略)
(略)	入院時生活療養費に係る療養	(略)

(保険外併用療養費に関する読替え)

第二十八条の四 (略)

2 法第五十三条第三項の規定により法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十六条第三項及び第四十一条第一項	第一項の給付	保険外併用療養費に係る評価療養又は選定療養
第四十条第一項及び第四十一条第一項	療養の給付	保険外併用療養費に係る評価療養又は選定療養

第四十五條の二第五項	(略)	第四十五條の二第一項	第四十五條第八項		第四十五條第四項	第四十五條第三項	(略)	療養の給付に関する費用の額	保険外併用療養費に係る評価額
			療養の給付	第四十五條の二第五項				療養の給付	保険外併用療養費に係る評価額
療養の給付	(略)	療養の給付	療養の給付	(略)	療養の給付	(略)	療養の給付に関する費用の額	保険外併用療養費に係る評価額	
保険外併用療養費に係る評価額	(略)	保険外併用療養費に係る評価額	保険外併用療養費に係る評価額	(略)	保険外併用療養費に係る評価額	(略)	保険外併用療養費に係る評価額	保険外併用療養費に係る評価額	

第四十五條の二第五項	(略)	第四十五條の二第一項	第四十五條第八項		第四十五條第四項	第四十五條第三項	(略)	療養の給付に関する費用の額	保険外併用療養費に係る評価額
			療養の給付	療養の給付				療養の給付	保険外併用療養費に係る評価額
療養の給付	(略)	療養の給付	療養の給付	(略)	療養の給付	(略)	療養の給付に関する費用の額	保険外併用療養費に係る評価額	
保険外併用療養費に係る評価額	(略)	保険外併用療養費に係る評価額	保険外併用療養費に係る評価額	(略)	保険外併用療養費に係る評価額	(略)	保険外併用療養費に係る評価額	保険外併用療養費に係る評価額	

第五十二条第 三項	食事療養を	評価療養、患者申出療養又 は選定療養を	くは選定療養
(略)	(略)	(略)	(略)
第五十二条第 五項	食事療養	評価療養、患者申出療養又 は選定療養	

(特別療養費に関する読替え)

第二十八条の六 (略)

2 法第五十四条の三第二項の規定により法の規定を準用する場合
においては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げ
る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと
する。

(略)	(略)
(削る)	(略)

第五十二条第 三項	食事療養を	評価療養又は選定療養を
(略)	(略)	(略)
第五十二条第 五項	食事療養	評価療養又は選定療養

(特別療養費に関する読替え)

第二十八条の六 (略)

2 法第五十四条の三第二項の規定により法の規定を準用する場合
においては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げ
る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと
する。

(略)	(略)	
第三十六条第 四項	第一項の給付	特別療養費に係る療養

(略)

(略)

(略)

(高額療養費の支給要件及び支給額)

第二十九条の二 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

一 被保険者（法第五十五条第一項の規定により療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給を受けている者を含む。以下この条から第二十九条の四まで及び附則第二条において同じ。）が、同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（以下「病院等」という。）

）について受けた療養（法第三十六条第二項第一号に規定する食事療養（以下この条において単に「食事療養」という。）及び同項第二号に規定する生活療養（以下この条において単に「生活療養」という。）を除く。以下この項から第五項まで、第二十九条の四第一項及び第二十九条の四の二並びに附則第二条において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係るイから又までに掲げる額（七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円（次条第六項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した額

イ・ロ (略)

ハ 当該療養が法第三十六条第二項第三号に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号に規定

(略)

(略)

(略)

(高額療養費の支給要件及び支給額)

第二十九条の二 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

一 被保険者（法第五十五条第一項の規定により療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給を受けている者を含む。以下この条から第二十九条の四まで及び附則第二条において同じ。）が、同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（以下「病院等」という。）

）について受けた療養（法第三十六条第二項第一号に規定する食事療養（以下この条において単に「食事療養」という。）及び同項第二号に規定する生活療養（以下この条において単に「生活療養」という。）を除く。以下この項から第五項まで、第二十九条の四第一項及び第二十九条の四の二並びに附則第二条において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係るイから又までに掲げる額（七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円（次条第六項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した額

イ・ロ (略)

ハ 当該療養が法第三十六条第二項第三号に規定する評価療養又は同項第四号に規定する選定療養を含む場合における一部

する選定療養を含む場合における一部負担金の額に保険外併用療養費の支給についての療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。二において同じ。）から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額（当該被保険者が、同一の月において、二に規定する場合に該当するときは、二に掲げる額を加えた額とする。）を加えた額と、リに掲げる額との合計額

ニ又（略）

二（略）

28（略）

附則

（日雇関係国保組合のうち指定組合の特別積立金等の特例）

第一条の三 日雇関係国保組合のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（次条において「指定組合」という。）について、第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合には、第十九条第三項及び第二十条第五項中「及び健康保険法」とあるのは、「法附則第十条第一項の規定による拠出金及び健康保険法」と、「及び日雇拠出金」とあるのは、「法附則第十条第一項の規定による拠出金及び日雇拠出金」と、第二十九条の八中「第七十六条第一項」とあるのは「附則第九条第二項の規定により読み替えられた法第七十六条第一項」とする。

（病床転換支援金等を納付する組合の特別積立金等の特例）

負担金の額に保険外併用療養費の支給についての療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。二において同じ。）から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額（当該被保険者が、同一の月において、二に規定する場合に該当するときは、二に掲げる額を加えた額とする。）を加えた額と、リに掲げる額との合計額

ニ又（略）

二（略）

28（略）

附則

（日雇関係国保組合のうち指定組合の特別積立金等の特例）

第一条の三 日雇関係国保組合のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（次条において「指定組合」という。）について、第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合には、第十九条第二項及び第二十条第五項中「及び健康保険法」とあるのは、「法附則第十条第一項の規定による拠出金及び健康保険法」と、「及び日雇拠出金」とあるのは、「法附則第十条第一項の規定による拠出金及び日雇拠出金」と、第二十九条の八中「第七十六条第一項」とあるのは「附則第九条第二項の規定により読み替えられた法第七十六条第一項」とする。

（病床転換支援金等を納付する組合の特別積立金等の特例）

第一条の四 平成三十年三月三十一日までの間、組合（指定組合を除く。）について、第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十九条第一項第一号	第七十三条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三條第一項
第十九条第一項第二号	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）
第七十三条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三條第一項	

第一条の四 平成三十年三月三十一日までの間、組合（指定組合を除く。）について、第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十九条第一項	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）
第七十三条第一項	及び後期高齢者支援金等	、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
同項	法附則第二十二條の規定に	

項第十九条第三	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金並びに 、後期高齢者支援金及び病床 転換支援金並びに	第十九条第二 項第二号	第七十三條第一 項	附則第二十二條の規定によ り読み替えられた法第七十 三條第一項	第十九条第二 項第一号	第七十三條第一 項	附則第二十二條の規定によ り読み替えられた法第七十 三條第一項	第十九条第二 項	後期高齢者医療 確保法の規定に よる後期高齢者 支援金（ 後期高齢者支援 金」という。）	後期高齢者医療 確保法の規定に よる後期高齢者 支援金（ 後期高齢者支援 金」という。）	及び高齢者医療 確保法の規定に よる後期高齢者 支援金（ 後期高齢者支援 金」という。）	後期高齢者医療 確保法の規定に よる後期高齢者 支援金（ 後期高齢者支援 金」という。）	、高齢者医療確保法の規定 による後期高齢者支援金（ 後期高齢者支援 金」という。）
項第十九条第二	後期高齢者支援金等	病床転換支援金等	第十九条第二 項	後期高齢者医療 確保法の規定に よる後期高齢者 支援金（第二十 九條の七第二項 及び第三項にお いて「後期高齢 者支援金」とい う。）	後期高齢者医療 確保法の規定に よる後期高齢者 支援金（第二十 九條の七第二項 及び第三項にお いて「後期高齢 者支援金」とい う。）	第十九条第二 項	後期高齢者医療 確保法の規定に よる後期高齢者 支援金（第二十 九條の七第二項 及び第三項にお いて「後期高齢 者支援金」とい う。）	後期高齢者医療 確保法の規定に よる後期高齢者 支援金（第二十 九條の七第二項 及び第三項にお いて「後期高齢 者支援金」とい う。）	後期高齢者医療 確保法の規定に よる後期高齢者 支援金（第二十 九條の七第二項 及び第三項にお いて「後期高齢 者支援金」とい う。）	後期高齢者医療 確保法の規定に よる後期高齢者 支援金（第二十 九條の七第二項 及び第三項にお いて「後期高齢 者支援金」とい う。）	後期高齢者医療 確保法の規定に よる後期高齢者 支援金（第二十 九條の七第二項 及び第三項にお いて「後期高齢 者支援金」とい う。）	及び高齢者医療 確保法の規定に よる後期高齢者 支援金（第二十 九條の七第二項 及び第三項にお いて「後期高齢 者支援金」とい う。）	後期高齢者医療 確保法の規定に よる後期高齢者 支援金（第二十 九條の七第二項 及び第三項にお いて「後期高齢 者支援金」とい う。）	、高齢者医療確保法の規定 による後期高齢者支援金（ 後期高齢者支援 金」という。）

2 (略)	(略)	第二十條第三項
(略)	(略)	第七十三條第一項
(略)	(略)	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三條第一項

2 (略)	(略)	第二十條第三項
(略)	(略)	第七十三條第一項 及び後期高齢者支援金等
(略)	(略)	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等 附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三條第一項

改正案	現行										
<p>（組合に対する補助）</p> <p>第五条 法第七十三条第一項の規定により毎年度国が組合に対して補助する額は、各組合につき、当該年度における次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 イに掲げる額とロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たりの所得額（厚生労働省令で定める基準となる年度における組合の被保険者一人当たりの所得の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。第四項第二号ロ（附則第十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合</p> <table border="1" data-bbox="199 309 609 1079"> <tr> <td>百五十万円未満</td> <td>百分の三十二</td> </tr> <tr> <td>百五十万円以上百六十万円未満</td> <td>百分の三十</td> </tr> <tr> <td>百六十万円以上百七十万円未満</td> <td>百分の二十八</td> </tr> <tr> <td>百七十万円以上百八十万円未満</td> <td>百分の二十六</td> </tr> <tr> <td>百八十万円以上百九十万円未満</td> <td>百分の二十四</td> </tr> </table>	百五十万円未満	百分の三十二	百五十万円以上百六十万円未満	百分の三十	百六十万円以上百七十万円未満	百分の二十八	百七十万円以上百八十万円未満	百分の二十六	百八十万円以上百九十万円未満	百分の二十四	<p>（組合に対する補助）</p> <p>第五条 法第七十三条第一項の規定により毎年度国が組合に対して補助する額は、各組合につき、当該年度における次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>（新設）</p>
百五十万円未満	百分の三十二										
百五十万円以上百六十万円未満	百分の三十										
百六十万円以上百七十万円未満	百分の二十八										
百七十万円以上百八十万円未満	百分の二十六										
百八十万円以上百九十万円未満	百分の二十四										

百九十万円以上二百万円未満	百分の二十一
二百万円以上二百十万円未満	百分の二十
二百十万円以上二百二十万円未満	百分の十八
二百二十万円以上二百三十万円未満	百分の十六
二百三十万円以上二百四十万円未満	百分の十四
二百四十万円以上	百分の十三

二・三 (略)

3 法第七十三条第一項第一号ロに規定する特定納付費用額(次項において「特定納付費用額」という。)は、各組合につき、当該年度における組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に相当する額(前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額)として厚生労働省令で定めるところにより算定した額(指定組合特定被保険者納付費用額を除く。)とする。

4 法第七十三条第一項第二号の特定割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

一 第二項に規定する特定給付額(前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額)に健康保険法第五十三条第一項に規定する給付費割合(次

二・三 (略)

3 法第七十三条第一項第一号ロに規定する特定納付費用額は、各組合につき、当該年度における組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に相当する額(前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額)として厚生労働省令で定めるところにより算定した額(指定組合特定被保険者納付費用額を除く。)とする。

4 法第七十三条第一項第二号の特定割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

一 第二項に規定する特定給付額(前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額)に健康保険法第五十三条第一項に規定する給付費割合(次

- 号)において「給付費割合」という。)を乗じて得た額(次号ロにおいて「前期高齢者交付金給付費相当額」という。)を控除した額)に係る特定割合 千分の百三十
- 二 特定納付費用額に係る特定割合 次のイ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める割合

イ (略)

ロ 特定納付費用額のうち給付費割合を乗じて得た額を除いた額(前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額)に係る特定割合

次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

百五十万円未満	千分の百六十四
百五十万円以上百六十万円未満	千分の百六十一
百六十万円以上百七十万円未満	千分の百五十七
百七十万円以上百八十万円未満	千分の百五十四
百八十万円以上百九十万円未満	千分の百五十
百九十万円以上二百万円未満	千分の百四十七
二百万円以上二百十万円未満	千分の百四十四

号イ)において「給付費割合」という。)を乗じて得た額(次号ロにおいて「前期高齢者交付金給付費相当額」という。)を控除した額)に係る特定割合 千分の百三十

- 二 前項に規定する特定納付費用額(以下この号において「特定納付費用額」という。)に係る特定割合 次のイ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める割合

イ (略)

ロ 特定納付費用額のうちイに規定する給付費割合を乗じて得た額を除いた額(前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額)に係る特定割合 千分の百六十四

(新設)

二百十万元以上二百二十万円未満	千分の百四十
二百二十万元以上二百三十万円未満	千分の百三十七
二百三十万元以上二百四十万円未満	千分の百三十三
二百四十万円以上	千分の百三十

5
10 (略)

附 則

(組合に対する補助の特例)

第十五条 平成二十八年度において、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ	とし、	とし、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十三
-------------------------------	-----	--

5
10 (略)

附 則

(組合に対する補助の特例)

第十五条 平成二十七年において、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ	とし、	とし、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十三
-------------------------------	-----	--

附則第十三		
算定した額（	(略)	
算定した額（組合特定被保	(略)	<p>条の八第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額並びに後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の九第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに</p>

附則第十三		
算定した額（	(略)	
算定した額（組合特定被保	(略)	<p>条の五の八第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額並びに後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の七第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに</p>

条の規定に
より読み替
えられた第
五条第三項

除者のうち法附則第十条第
三項の規定により厚生労働
大臣が定める組合の被保険
者であつて指定組合特定被
保険者でないものに係る前
期高齢者納付金の納付に要
する費用の額に相当する額
として厚生労働省令で定め
るところにより算定した額
に高齢者医療確保法附則第
十三条の八第一項第一号か
ら第三号までに掲げる額の
合計額に対する同号に掲げ
る額の割合を乗じて得た額
並びに後期高齢者支援金の
納付に要する費用の額に相
当する額として厚生労働省
令で定めるところにより算
定した額に高齢者医療確保
法附則第十四条の九第一項
第一号及び第二号に掲げる
額の合計額に対する同号に
掲げる額の割合を乗じて得
た額の合算額（前期高齢者
交付金がある場合には、組
合特定被保険者のうち法附
則第十条第三項の規定によ
り厚生労働大臣が定める組

条の規定に
より読み替
えられた第
五条第三項

除者のうち法附則第十条第
三項の規定により厚生労働
大臣が定める組合の被保険
者であつて指定組合特定被
保険者でないものに係る前
期高齢者納付金の納付に要
する費用の額に相当する額
として厚生労働省令で定め
るところにより算定した額
に高齢者医療確保法附則第
十三条の五の八第一項第一
号から第三号までに掲げる
額の合計額に対する同号に
掲げる額の割合を乗じて得
た額並びに後期高齢者支
援金の納付に要する費用の
額に相当する額として厚生
労働省令で定めるところによ
り算定した額に高齢者医療
確保法附則第十四条の第七
第一項第一号及び第二号に
掲げる額の合計額に対する
同号に掲げる額の割合を乗
じて得た額の合算額（前期
高齢者交付金がある場合に
は、組合特定被保険者のう
ち法附則第十条第三項の規
定により厚生労働大臣が定め

	(略)	<p>第五条第四項第二号イ</p>
	(略)	<p>得た額</p>
<p>合の被保険者であつて指定組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額)並びに</p>	(略)	<p>得た額(組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額については、高齢者医療確保法附則第十三条の八第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法附則第十三条の六第一号に規定する調整</p>

	(略)	<p>第五条第四項第二号イ</p>
	(略)	<p>得た額</p>
<p>る組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額)並びに</p>	(略)	<p>得た額(組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額については、高齢者医療確保法附則第十三条の五の八第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法附則第十三条の五の六第一号に規定</p>

	<p>第五條第四 項第二号ロ</p>
	<p>ロ 特定納付費用 額のうち給付費 割合を乗じて得 た額を除いた額 (前期高齢者交 付金がある場合 には、特定納付 費用額に係る前 期高齢者交付金 の額に相当する 額から前期高齢 者交付金給付費 相当額を控除し た額を控除した 額)に係る特定 割合 次の表の 上欄に掲げる当</p>
<p>対象給付費見込額(以下この号において「調整対象給付費見込額」という。)に同条第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の割合を乗じて得た額)</p>	<p>ロ 特定納付費用額のうち給付費割合を乗じて得た額を除いた額(前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額。以下このロにおいて「給付費相当額控除後特定納付費用額」という。)に係る特定割合 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合 (1) 給付費相当額控除後</p>
	<p>第五條第四 項第二号ロ</p>
	<p>ロ 特定納付費用 額のうちイに規 定する給付費割 合を乗じて得た 額を除いた額(前 期高齢者交付金 がある場合には、 特定納付費用額 に係る前期高 齢者交付金の額 に相当する額 から前期高齢者 交付金給付費相 当額を控除した 額)に係る特定割 合 千分の百六</p>
<p>する調整対象給付費見込額(以下この号において「調整対象給付費見込額」という。)に同条第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の割合を乗じて得た額)</p>	<p>ロ 特定納付費用額のうちイに規定する給付費割合を乗じて得た額を除いた額(前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額。以下このロにおいて「給付費相当額控除後特定納付費用額」という。)に係る特定割合 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合 (1) 給付費相当額控除後</p>

四十 二百 以上 万円 三十 二百	未 満 万円 三十 二百 以上 万円 二十 二百	満 円 未 十 万 百 二 上 二 円 以 十 万 二 百	満 円 未 十 万
三 三 十 の 百 分	七 三 十 の 百 分	四 十 の 百 分	

(2)
特定納付費用額のうち
給付費相当額控除後

万円 四十 以上	万円 四十 未 満	万円 三十 以上	万円 三十 未 満	万円 二十 以上	円 未 満 百 二十 万	円 以 上 二 百 十 万	満 十 万 円 未 以 上 二 百 万 円	満 百 万 円 未
○	二 七 の 百 分			五 五 の 百 分	八 四 の 百 分		百 十 五 の 百 分	七

以上	万円	四十	二百	未満	万円
	三十	の百	千分		

未満	八十	円以上	百七十	円以上	百六十	円以上	百六十	円以上	六十	円以上	百五十	円以上	百五十	円未満	百五十	円未満
	四	百五十	千分の	七	百五十	千分の	一	百六十	千分の	四	百六十	千分の				

(1)に規定する三分の二を乗じて得た額を除いた額に係る特定割合
次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

二百四十 万円以上 二百三十 万円未満	二百二十 万円以上 二百三十 万円未満	二百十 万円以上 二百二十 万円未満	二百 万円以上 二百十 万円未満	満 十 万円未 以上二百 万円	満 百 万円未 以上二 百九十 万円	未 満 九十 万円	百 八十 万円 以上 百 五十 万円
三 百 三十 千分の	七 百 三十 千分の	百 四十 千分の	四 百 四十 千分の	七 百 四十 千分の	七 百 四十 千分の		百 五十 千分の

万円以上	二百四十	万円未満
百三十	千分の	

改正案	現行
<p>（傷病手当金と障害手当金等との併給調整）</p> <p>第三十六条の二 法第八十条第四項ただし書の政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の政令で定める差額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 傷病手当金合計額（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）による障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の法第九十九条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。）と障害手当金の額との差額</p> <p>二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第九十九条第二項の規定により算定される額と出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額</p> <p>三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 法第九十九条第二項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷</p>	<p>（新設）</p>

病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額
四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、
出産手当金の支給を受けることができる場合、法第九十九条第二項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額及び法第八十二条第二項ただし書の規定により算定される出産手当金の額の合算額（当該合算額が法第九十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

（傷病手当金の併給調整の対象となる者の要件）

第三十七条 法第八十条第五項の政令で定める要件は、法第三百二十五条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けることができる日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。第四十三條の二、第四十三條の三及び第四十四条第二項から第四項までを除き、以下この章において同じ。）でないこととする。

（傷病手当金の併給調整の対象となる年金である給付）

第三十八条 法第八十条第五項の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。

一 (略)

二 厚生年金保険法による老齢厚生年金及び特例老齢年金並びに昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

三 (略)

（傷病手当金の併給調整の対象となる者の要件）

第三十七条 法第八十条第四項の政令で定める要件は、法第三百二十五条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けることができる日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。第四十三條の二、第四十三條の三及び第四十四条第二項から第四項までを除き、以下この章において同じ。）でないこととする。

（傷病手当金の併給調整の対象となる年金である給付）

第三十八条 法第八十条第四項の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。

一 (略)

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）による老齢厚生年金及び特例老齢年金並びに昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

三 (略)

(高額療養費の支給要件及び支給額)

第四十一条 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した額(以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。)が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

一 被保険者(法第九十八条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含み、日雇特例被保険者を除く。以下この条から第四十三条まで及び附則第二条において同じ。)又はその被扶養者(法第一百十条第七項において準用する法第九十八条第一項の規定により支給される家族療養費に係る療養を受けている者又は法第一百十一条第三項において準用する法第九十八条第一項の規定により支給される家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む。以下この条から第四十三条まで及び附則第二条において同じ。)が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者(以下「病院等」という。)から受けた療養(法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養(以下この条において単に「食事療養」という。)、同項第二号に規定する生活療養(以下この条において単に「生活療養」という。))及び当該被保険者又はその被扶養者が第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項から第五項まで、第四十三条第一項及び第三項並びに第四十三条の二並びに附則第二条において同じ。)であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからへまでに掲げる額(七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円(次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るもの

(高額療養費の支給要件及び支給額)

第四十一条 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した額(以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。)が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

一 被保険者(法第九十八条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含み、日雇特例被保険者を除く。以下この条から第四十三条まで及び附則第二条において同じ。)又はその被扶養者(法第一百十条第七項において準用する法第九十八条第一項の規定により支給される家族療養費に係る療養を受けている者又は法第一百十一条第三項において準用する法第九十八条第一項の規定により支給される家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む。以下この条から第四十三条まで及び附則第二条において同じ。)が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者(以下「病院等」という。)から受けた療養(法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養(以下この条において単に「食事療養」という。)、同項第二号に規定する生活療養(以下この条において単に「生活療養」という。))及び当該被保険者又はその被扶養者が第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項から第五項まで、第四十三条第一項及び第三項並びに第四十三条の二並びに附則第二条において同じ。)であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからへまでに掲げる額(七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円(次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るもの

にあつては、一万五百円)以上のものに限る。)を合算した額

イ (略)

ロ 当該療養が法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号に規定する選定療養を含む場合における一部負担金の額に法第八十六條第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額を加えた額

ハ〜ヘ (略)

二 (略)

2
2
9 (略)

にあつては、一万五百円)以上のものに限る。)を合算した額

イ (略)

ロ 当該療養が法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養又は同項第四号に規定する選定療養を含む場合における一部負担金の額に法第八十六條第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額を加えた額

ハ〜ヘ (略)

二 (略)

2
2
9 (略)

改正案	現行
<p>（傷病手当金と障害手当金等との併給調整）</p> <p>第四条の二 法第七十条第三項ただし書の政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の政令で定める差額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 傷病手当金合計額（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の法第六十九条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。）と障害手当金の額との差額</p> <p>二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第六十九条第二項の規定により算定される額と出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額</p> <p>三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 法第六十九条第二項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷</p>	<p>（新設）</p>

病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額
四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合、法第六十九条第二項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額及び法第七十四条の二ただし書の規定により算定される出産手当金の額の合算額（当該合算額が法第六十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

（傷病手当金の併給調整の対象となる年金たる給付）

第五条 法第七十条第四項の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。

一 (略)

二 厚生年金保険法による老齢厚生年金及び特例老齢年金並びに昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

三〇九 (略)

（高額療養費の支給要件及び支給額）

第八条 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

（傷病手当金の併給調整の対象となる年金たる給付）

第五条 法第七十条第四項の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。

一 (略)

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金及び特例老齢年金並びに昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

三〇九 (略)

（高額療養費の支給要件及び支給額）

第八条 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

一 被保険者（法第六十七条第一項の規定により療養の給付、保険外併用療養費の支給又は訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。以下この条から第十条までにおいて同じ。）又はその被扶養者（法第八十二条の規定により支給される家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む。以下この条から第十条までにおいて同じ。）が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（以下「病院等」という。）について受けた療養（法第五十三条第二項第一号に規定する食事療養（以下この条において単に「食事療養」という。））、同項第二号に規定する生活療養（以下この条において単に「生活療養」という。）及び当該被保険者又はその被扶養者が第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項から第五項まで、第十条第一項及び第三項並びに第十一条において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからへまでに掲げる額（七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円（次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した額

イ（略）

ロ 当該療養が法第五十三条第二項第三号に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号に規定する選定療養を含む場合における一部負担金の額に法第六十三条第二項第一号に規定する保険外併用療養費算定額から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額を加えた額

二（略）

ハ〜ヘ（略）

一 被保険者（法第六十七条第一項の規定により療養の給付、保険外併用療養費の支給又は訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。以下この条から第十条までにおいて同じ。）又はその被扶養者（法第八十二条の規定により支給される家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む。以下この条から第十条までにおいて同じ。）が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（以下「病院等」という。）について受けた療養（法第五十三条第二項第一号に規定する食事療養（以下この条において単に「食事療養」という。））、同項第二号に規定する生活療養（以下この条において単に「生活療養」という。）及び当該被保険者又はその被扶養者が第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項から第五項まで、第十条第一項及び第三項並びに第十一条において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからへまでに掲げる額（七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円（次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した額

イ（略）

ロ 当該療養が法第五十三条第二項第三号に規定する評価療養又は同項第四号に規定する選定療養を含む場合における一部負担金の額に法第六十三条第二項第一号に規定する保険外併用療養費算定額から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額を加えた額

二（略）

ハ〜ヘ（略）

2
～
9

(略)

2
～
9

(略)

○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（入院時食事療養費に関する読替え） 第八条（略） 2 前項に定めるもののほか、法第七十四条第十項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
<p>法の規定中読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>法の規定中読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）		第六十四条第四項	入院時食事療養費に係る療養
（略）	（略）	（略）	（略）
第七十条第三項	<p>保険医療機関等療養の給付に関する</p>	<p>保険医療機関等療養の給付</p>	<p>入院時食事療養費に係る療養</p>
<p>次条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する</p>	<p>第七十四条第十項において準用する前項の定め及び同条第二項の規定による基準</p>	<p>次条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する</p>	<p>第七十四条第十項において準用する前項の定め及び同条第二項の規定による基準</p>

(略)		する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び前項の定め	並びに同条第四項の入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準
(略)	(略)		

第九條 (略)
(入院時生活療養費に関する読替え)

2 前項に定めるもののほか、法第七十五条第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	(略)	(削る)	(略)	第七十条第三項
読み替えられる字句	(略)	(略)	保険医療機関等	療養の給付に関する
読み替える字句	(略)	(略)	保険医療機関	入院時生活療養費に係る療

(略)		する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び前項の定め	並びに同条第四項の入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準
(略)	(略)		

第九條 (略)
(入院時生活療養費に関する読替え)

2 前項に定めるもののほか、法第七十五条第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	(略)	第六十四条第四項	(略)	第七十条第三項
読み替えられる字句	(略)	第一項の給付	保険医療機関等	療養の給付
読み替える字句	(略)	入院時生活療養費に係る療養	保険医療機関	入院時生活療養費に係る療

(略)		
(略)	する	養に関する
(略)	次条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び前項の定め	第七十五条第七項において準用する前項の定め及び同条第二項の規定による基準並びに同条第四項の入院時生活療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準

(保険外併用療養費に関する読替え)

第十条 (略)

2 前項に定めるもののほか、法第七十六条第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第六十六条第	第六十四条第三項	法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
療養の給付	第一項の給付			
保険外併用療養費に係る評	保険外併用療養費に係る評価療養、患者申出療養又は選定療養			

(略)		
(略)	する	養
(略)	次条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び前項の定め	第七十五条第七項において準用する前項の定め及び同条第二項の規定による基準並びに同条第四項の入院時生活療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準

(保険外併用療養費に関する読替え)

第十条 (略)

2 前項に定めるもののほか、法第七十六条第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第六十六条第	第六十四条第三項及び第四項	法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
療養の給付	第一項の給付			
保険外併用療養費に係る評	保険外併用療養費に係る評価療養又は選定療養			

第七十四條第七項	(略)	(略)	(略)	食事療養に	食事療養を	(略)	第七十二條第三項	(略)	第七十二條第一項	療養の給付	選定療養
											食事療養
食事療養	(略)	(略)	(略)	食事療養に	食事療養を	(略)	療養の給付	(略)	療養の給付	療養の給付	選定療養
評価療養又は選定療養	(略)	(略)	(略)	評価療養、患者申出療養又は選定療養に	評価療養、患者申出療養又は選定療養を	(略)	保険外併用療養費に係る評価療養、患者申出療養若しくは選定療養	(略)	保険外併用療養費に係る評価療養、患者申出療養又は選定療養	保険外併用療養費に係る評価療養、患者申出療養又は選定療養	選定療養

第七十四條第七項	(略)	(略)	(略)	食事療養に	食事療養を	(略)	第七十二條第三項	(略)	第七十二條第一項	療養の給付	選定療養
											食事療養
食事療養	(略)	(略)	(略)	食事療養に	食事療養を	(略)	療養の給付	(略)	療養の給付	療養の給付	選定療養
評価療養又は選定療養	(略)	(略)	(略)	評価療養又は選定療養に	評価療養又は選定療養を	(略)	保険外併用療養費に係る評価療養又は選定療養	(略)	保険外併用療養費に係る評価療養又は選定療養	保険外併用療養費に係る評価療養又は選定療養	選定療養

(特別療養費に関する読替え)
 第十三条 (略)
 2 前項に定めるもののほか、法第八十二条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七十六条第二項	(略)	第七十条第二項	(略)	(削る)	(略)	法の規定中読み替える規定
保険外併用療養費	(略)	同項	(略)	(略)	(略)	読み替えられる字句
特別療養費	(略)	第八十二条第二項において準用する第七十六条第二項	(略)	(略)	(略)	読み替える字句

(特別療養費に関する読替え)
 第十三条 (略)
 2 前項に定めるもののほか、法第八十二条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七十六条第二項	(略)	第七十条第二項	(略)	(略)	(略)	法の規定中読み替える規定
保険外併用療養費の額	(略)	同項	(略)	(略)	(略)	読み替えられる字句
特別療養費の額	(略)	第八十二条第二項の規定により読み替えて準用する第七十六条第二項	(略)	(略)	(略)	読み替える字句

第八十一条第一項	(略)	第七十六條第一項第一号	第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して	被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は第七十六條第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により、被保険者証が交付されているならば訪問看護療養費の支給を受けることができる場合は第七十八條第四項に規定する
訪問看護療養費	(略)	特別療養費	(略)	

(高額療養費の支給要件及び支給額)
第十四条 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項又は第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額(以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。)が高額

第八十一条第一項	(略)	第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して	被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は第七十六條第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により、被保険者証が交付されているならば訪問看護療養費の支給を受けることができる場合は第七十八條第四項に規定する
訪問看護療養費の支給	(略)	特別療養費の支給	(略)

(高額療養費の支給要件及び支給額)
第十四条 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項又は第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額(以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。)が高額

療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除して得た額に被保険者按分率（被保険者が同一の月に受けた療養に係る次に掲げる額を合算した額から次項又は第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除して得た額（以下「被保険者一部負担金等合算額」という。）を一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する被保険者が同一の月に受けた療養（法第六十四条第二項第一号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第二号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。以下この項から第三項まで、第十六条第一項及び第十六条の二並びに附則第五条及び第六条において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからヌまでに掲げる額を合算した額

イ・ロ（略）

ハ 当該療養が法第六十四条第二項第三号に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号に規定する選定療養を含む場合における一部負担金の額に法第七十六条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。ニにおいて同じ。）から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額を加えた額

ニ・ヌ（略）

二（略）

257（略）

療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除して得た額に被保険者按分率（被保険者が同一の月に受けた療養に係る次に掲げる額を合算した額から次項又は第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除して得た額（以下「被保険者一部負担金等合算額」という。）を一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する被保険者が同一の月に受けた療養（法第六十四条第二項第一号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第二号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。以下この項から第三項まで、第十六条第一項及び第十六条の二並びに附則第五条及び第六条において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからヌまでに掲げる額を合算した額

イ・ロ（略）

ハ 当該療養が法第六十四条第二項第三号に規定する評価療養又は同項第四号に規定する選定療養を含む場合における一部負担金の額に法第七十六条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。ニにおいて同じ。）から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額を加えた額

ニ・ヌ（略）

二（略）

257（略）

○ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
附則			
<p>（老人保健拠出金等に関するなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定の適用）</p> <p>第二条 平成二十八年度及び平成二十九年度における健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下「平成十八年健保法等改正法」という。）附則第三十八条第一項に規定する医療等に要する費用のうち平成二十七年以前に請求されたもの支弁及び負担並びにこれらの事務の執行に要する費用について、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十八年健保法等改正法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。附則第十三条及び第二十六条を除き、以下「平成二十年四月改正前老健法」という。）第四章（第五十一条、第五十二条及び第五十五条を除く。）、第五章及び第六章（第七十九条第一項及び第二項を除く。）の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
第五十四条	概算医療費拠出金の額とする。	前々年度の実績医療費拠出金の額とその額に係る調整	(新設)
第一項	ただし		
<p>（老人保健拠出金等に関する平成二十年四月改正前老健法の規定の適用）</p> <p>第二条 平成二十年度における健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下「平成十八年健保法等改正法」という。）附則第三十八条に規定する医療等に要する費用の支弁及び負担並びにこれらの事務の執行に要する費用について、同条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十八年健保法等改正法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。附則第十三条及び第二十六条を除き、以下「平成二十年四月改正前老健法」という。）第四章（第五十一条及び第五十二条を除く。）、第五章及び第六章（第七十九条第一項及び第二項を除く。）の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)

<p>第五十四条 第二項</p>	
<p>概算医療費拠出金の額と確定医療費拠出金の額との過</p>	<p>し、前々年度の概算医療費拠出金の額が前々年度の確定医療費拠出金の額を超えるときは、当該年度の概算医療費拠出金の額からその超える額と、当該年度の概算医療費拠出金の額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算医療費拠出金の額が前々年度の確定医療費拠出金の額に満たないときは、当該年度の概算医療費拠出金の額にその満たない額と、当該年度の概算医療費拠出金の額にその満たない額とを合わせた額とを合計額を加算して得た額</p>
<p>実績医療費拠出金の額</p>	<p>金額との合計額</p>
<p>(新設)</p>	

(削る)					(削る)	
						不足額

第五十五條 第二項					第五十五條 第一項	
当該年度	第八十一條の二第 一項	加入者等	当該年度	当該各号に掲げる	当該各号に掲げる	
当該年度の前々年度の概算医療費拠出金の算定に当たっては前々年度、当該年度	附則第十條第一項	加入者等（改正法第七條の規定による改正前の第二十五條第一項に規定する七十五歳以上の加入者等をいう。以下同じ。）	当該年度の前々年度の概算医療費拠出金の算定に当たっては前々年度、当該年度の概算医療費拠出金の算定に当たっては当該年度	当該年度の概算医療費拠出金の算定に当たっては当該各号に掲げる額の十二分の一に相当する	当該年度の前々年度の概算医療費拠出金の算定に当たっては当該各号に掲げる額とし、当該年度の概算医療費拠出金の算定に当たっては当該各号に掲げる額の十二分の一に相当する	

	(削る)	第五十六条 の見出し	第五十六条 第一項
		確定医療費拠出金	第五十四条第一項
		実績医療費拠出金	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第二十条の規定により読み替えられた改正法第七条の規定による改正前の第五十四条第一項

	第五十五条 第五項	(新設)	第五十六条 第一項
	当該年度		第五十四条第一項
<p>加入者の見込総数に対する七十五歳以上の加入者等の見込総数の割合を</p> <p>加入者（改正法第七条の規定による改正前の第六条第三項に規定する加入者をいう。以下同じ。）の見込数に対する七十五歳以上の加入者等の見込総数の割合を、</p>	<p>当該年度の概算医療費拠出金の算定に当たっては前々年度、当該年度の概算医療費拠出金の算定に当たっては当該年度</p>		<p>改正法第七条の規定による改正前の第五十四条第一項</p>

第五十六條 第一項第一 号ロ(1)	負擔調整前確定医 療費拠出金相当額	前々年度の	特定費用確定率		加入者等	負擔調整前確定医 療費拠出金相当額 から	確定加入者調整率	確定負擔調整基準 超過保険者	第五十六條 第一項第一 号	確定医療費拠出金 の

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

第五十六條 第二項	第五十六條 第二項	第五十六條 第二項					第五十六條 第一項第二 号	確定負担調整基準 超過保険者	負擔調整前確定医 療費拠出金相当額	負擔調整前実績医療費拠出 金相当額	
		確定加入者調整率	前々年度における すべて	加入者の総数	前々年度における 当該	前々年度における 下限割合					特定費用確定率

(新設)	(新設)	(新設)					(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

第一項 第六十四條	(略)	第五十六條 第五項	確定負擔調整加算率	確定負擔調整基準超過保險者	負擔調整前確定醫療費拠出金相當額	第三項第二号 第五十六條	特定費用確定率	第五十六條 第三項第一号イ	確定基準超過保險者	第三項第一号
第一條	(略)	特定費用確定率	率	超過保險者	負擔調整前確定醫療費拠出金相當額	特定費用確定率	確定加入者調整率	確定基準超過保險者	確定加入者調整率	
改正前の第一條	(略)	特定費用実績率	実績負擔調整加算率	実績負擔調整基準超過保險者	負擔調整前実績医療費拠出金相當額	特定費用実績率	実績加入者調整率	実績基準超過保險者	実績加入者調整率	

第一項 第六十四條	(略)	(新設)			(新設)	(新設)		(新設)	
第一條	(略)								
改正前の第一條	(略)								

第六十四条 第一項第二 号	第四十八条第一項	改正法第七条の規定による 改正前の第四十八条第一項
(略)	(略)	(略)
第七十四条 の二第一号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第三条から第五条まで 削除

第四十八条第一項	改正法第七条の規定による 改正前の第四十八条第一項
(略)	(略)
第七十四条 の二	(略)
(略)	(略)

第三条 平成二十一年度における前条に規定する医療等に要する費用の支弁及び負担並びにこれらの事務の執行に要する費用について、平成二十年四月改正前老健法の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、前条の規定（同条の表第五十五条第一項、第五十五条第二項、第五十五条第五項及び第五十六条第一項の項を除く。）を準用する。

第五十四条 第一項	概算医療費拠出金の額とする。ただし、前々年度の概算医療費拠出金の額が前々年度の確定医療費拠出金の	前々年度の確定医療費拠出金の額から当該年度の前々年度の概算医療費拠出金の額を控除して得た額と当該額を控除して得た額に係る調整金額との合計額とする。た
--------------	--	--

	<p>額を超えるときは、当該年度の概算医療費拠出金の額からその超える額とその超える額に係る調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算医療費拠出金の額が前々年度の確定医療費拠出金の額に満たないときは、当該年度の概算医療費拠出金の額にその満たない額とそのままの額に係る調整金額との合計額を加算して得た額</p>
<p>第五十五条 第一項</p>	<p>加入者等 当該年度</p>
<p>だし、当該控除して得た額が零を下回ることとなったときは、基金は、その下回ることとなった部分の金額及び当該金額に係る調整金額との合計金額に相当する金額を当該年度末までに還付するもの</p>	<p>加入者等（改正法第七条の規定による改正前の第二十五條第一項に規定する七十五歳以上の加入者等をいう。以下同じ。）</p> <p>当該年度の前々年度</p>

	第八十一条の二第一項	附則第十条第一項
第五十五条第二項	当該年度 加入者の見込総数 に対する七十五歳 以上の加入者等の 見込総数の割合を	当該年度の前々年度 加入者（改正法第七条の規 定による改正前の第六条第 三項に規定する加入者をい う。以下同じ。）の見込総 数に対する七十五歳以上の 加入者等の見込総数の割合 を、
第五十五条第五項	当該年度	当該年度の前々年度
第五十六条第一項	第五十四条第一項	健康保険法施行令等の一部 を改正する政令（平成二十 年政令第十六号）附則第 三条の規定により読み替え られた改正法第七条の規定 による改正前の第五十四条 第一項

第四条 平成二十二年度における附則第二条に規定する医療等に要する費用の支弁及び負担並びにこれらの事務の執行に要する費用

について、同条に規定する平成二十年四月改正前老健法の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、前条の規定（同条の表第五十五条第一項、第五十五条第二項及び第五十六条第一項の項を除く。）を準用する。

第五十五条 第一項	当該各号に掲げる	当該各号に掲げる額の十二分の一に相当する
	当該年度	当該年度の前々年度
第五十五条 第二項	加入者等	加入者等（改正法第七条の規定による改正前の第二十五条第一項に規定する七十五歳以上の加入者等をいう。以下同じ。）
	第八十一条の二第一項	附則第十条第一項
第五十五条 第二項	当該年度	平成十九年度
	加入者の見込総数に対する七十五歳以上の加入者等の見込総数の割合を	加入者（改正法第七条の規定による改正前の第六条第三項に規定する加入者をいう。以下同じ。）の見込総数に対する七十五歳以上の

第五十六條 第一項	第五十四條第一項	加入者等の見込総数の割合を、 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第四條において準用する同令附則第三條の規定により読み替えられた改正法第七條の規定による改正前の第五十四條第一項
第五十六條 第二項	前々年度	平成十九年度

第五條 平成二十三年度から平成二十九年度までの間における附則第二條に規定する医療等に要する費用の支弁及び負担並びにこれらの事務の執行に要する費用について、同條に規定する平成二十年四月改正前老健法の規定（平成二十年四月改正前老健法第五十五條を除く。）を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、附則第二條の規定（同表の表第五十五條第一項、第五十五條第二項、第五十五條第五項及び第五十六條第一項の項を除く。）を準用する。

第五十四條 第一項	概算医療費拠出金の額とする。ただし	前々年度の実績医療費拠出金の額とその額に係る調整
--------------	-------------------	--------------------------

<p>第五十四条 第二項</p>	<p>し、前々年度の概算医療費拠出金の額が前々年度の確定医療費拠出金の額を超えるときは、当該年度の概算医療費拠出金の額からその超える額とその超える額に係る調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算医療費拠出金の額が前々年度の確定医療費拠出金の額に満たないときは、当該年度の概算医療費拠出金の額にその満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額を加算して得た額</p>
<p>実績医療費拠出金の額</p>	<p>金額との合計額</p>

							第五十六條 第一項	
特定費用確定率	加入者等	負擔調整前確定医療費拠出金相当額	確定加入者調整率	確定負擔調整基準超過保険者	確定医療費拠出金		第五十四條第一項	不足額
特定費用実績率	加入者等（改正法第七条の規定による改正前の第二十五條第一項に規定する七十五歳以上の加入者等をいう。以下この条において同じ。）	負擔調整前実績医療費拠出金相当額	実績加入者調整率	実績負擔調整基準超過保険者	実績医療費拠出金	第一項	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第五條の規定により読み替えられた改正法第七条の規定による改正前の第五十四條第一項	

第五十六條 第二項		第五十六條 第三項				第五十六條 第四項	
前々年度の 確定加入者調整率	加入者の総数	負担調整前確定医療費拠出金相当額	特定費用確定率	確定基準超過保険者	確定加入者調整率	負担調整前確定医療費拠出金相当額	超過保険者
実績加入者調整率	加入者（改正法第七条の規定による改正前の第六条第三項に規定する加入者をいう。以下この項において同じ。）の総数	負担調整前実績医療費拠出金相当額	特定費用実績率	実績基準超過保険者	実績加入者調整率	負担調整前実績医療費拠出金相当額	実績負担調整基準超過保険者
平成十九年度							
平成二十年度の							

（老人保健拠出金等に関する健康保険法の規定の適用）
 第六条 （削る）

第五十六條 第五項	特定費用確定率	確定負担調整加算率	実績負担調整加算率
	特定費用実績率		

（老人保健拠出金等に関する健康保険法の規定の適用）
 第六条 平成二十年度及び平成二十一年度において、健康保険法（大正十一年法律第七十号）附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七条の二、第五百五十一条、第五百五十五条、第六十条及び附則第七条の規定並びに同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第五百五十三条、第五百五十四条、第七十三條及び第七十六條の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條の二 第三項	及び国民健康保険法	、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第五十三條第二項において「
--------------	-----------	---

<p>第百五十一 条</p>	<p>第百七十三 条</p>	<p>平成二十年四月改正前老健法」という。)の規定による拠出金(以下「老人保健拠出金」という。)及び国民健康保険法</p>
<p>第百五十三 条第二項</p>	<p>及び同法附則第七 条第一項に規定す る病床転換支援金 (日雇特例被保険 者に係るものを除 く。)</p>	<p>、同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)及び平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金(次條第二項において「老人保健医療費拠出金」という。)</p>
<p>第百五十四 条第二項</p>	<p>及び同法附則第七 条第一項に規定す る病床転換支援金 及び</p>	<p>、同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金</p>
<p>第百五十五 条第一項</p>	<p>病床転換支援金等</p>	<p>、老人保健拠出金及び 病床転換支援金等、老人保健拠出金</p>
<p>第百六十 条第三項第二 号</p>		

(削る)

附則第二條 第一項	病床轉換支援金等	病床轉換支援金等、老人保 健拠出金
第六條 第七十三 條第一項及 第七十七 條	及び病床轉換支援 金等	、病床轉換支援金等及び老 人保健拠出金
第六十條 第十四項	及び病床轉換支援 金等の額	、病床轉換支援金等の額及 び老人保健拠出金の額

2 | 平成二十二年度から平成二十四年度までの間において、健康保
険法附則第四條の四の規定により読み替えられた、同法附則第四
條の三の規定により読み替えられた同法第七條の二、第五十一
條、第五十五條、第六十條及び附則第二條の規定、同法附則
第五條の二の規定により読み替えられた、同法附則第四條の四の
規定により読み替えられた同法第五十三條の規定並びに同法附
則第四條の四の規定により読み替えられた同法第五十四條、第
百七十三條及び第七十六條の規定を適用する場合においては、
これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條の二 第三項	及び国民健康保険 法	、健康保険法等の一部を改 正する法律（平成十八年法 律第八十三号）附則第二十 八條の規定によりなおその 効力を有するものとされた
--------------	---------------	--

<p>第百五十一 条</p>	<p>第百七十三 条</p>	<p>老人保健拠出金、第百七十 三条</p>
<p>第百五十三 条第二項</p>	<p>同法附則第七條第 一項に規定する病 床轉換支援金（日 雇特例被保険者に 係るものを除く。）</p>	<p>同法附則第七條第一項に規 定する病床轉換支援金（日 雇特例被保険者に係るもの を除く。）、平成二十年四 月改正前老健法の規定によ る医療費拠出金（次條第二 項において「老人保健医療 費拠出金」という。）</p>
<p>第百五十四 条第二項</p>	<p>及び同法附則第七 條第一項に規定す る病床轉換支援金</p>	<p>、同法附則第七條第一項に 規定する病床轉換支援金及 び老人保健医療費拠出金</p>
<p>第百五十五 条第一項</p>	<p>及び</p>	<p>、老人保健拠出金及び</p>

(削る)

第六十号 第三項第二号	病床転換支援金等	病床転換支援金等、老人保健拠出金
第六十号 第十四項	及び病床転換支援金等	、病床転換支援金等の額及び老人保健拠出金
第七十三号 第一項及び第七十六号	及び病床転換支援金等	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金
附則第二号 第一項	病床転換支援金等	病床転換支援金等、老人保健拠出金

3 |

平成二十五年度及び平成二十六年において、健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七条の二、第五十一条、第五十五条、第六十条及び附則第二条の規定、同法附則第五条の三の規定により読み替えられた、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第五十三条の規定並びに同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第五十四条、第七十三号及び第七十六号の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七号の二	及び国民健康保険	、健康保険法等の一部を改
-------	----------	--------------

第三項	法	正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第五十三条第二項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法
第百五十一条	第百七十三条	老人保健拠出金、第百七十三条
第百五十三 条第二項	同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特別被保険者に係るものを除く。）	同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特別被保険者に係るものを除く。）及び平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（次条第二項において「老人保健医療費拠出金」という。）
第百五十四 条第二項	及び同法附則第七条第一項に規定す	、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金及

(削る)

第百五十五 条第一項	及び	る病床転換支援金 び老人保健医療費拠出金
第百六十条 第三項第二 号	病床転換支援金等	、老人保健拠出金及び 病床転換支援金等、老人保 健拠出金
第百六十条 第十四項	及び病床転換支援 金等	、病床転換支援金等の額及 び老人保健拠出金
第百七十三 条第一項及 び第百七十 六条	及び病床転換支援 金等	、病床転換支援金等及び老 人保健拠出金
附則第二条 第一項	病床転換支援金等	病床転換支援金等、老人保 健拠出金

4

平成二十七年において、健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七条の二、第五十一条、第五十五条、第六十条及び附則第二条の規定、同法附則第五条の二の規定により読み替えられた、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第五十三条第二項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第五十四条第

二項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第七十三條及び第七十六條の規定並びに同法附則第五條の四の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條の二 第三項	及び国民健康保險 法	、健康保險法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第五十三條第二項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保險法
第一百五十一 條	第七十三條	老人保健拠出金、第七十三條
第一百五十三 條第二項	病床轉換支援金（日雇特別被保險者に係るものを除く。）	病床轉換支援金（日雇特別被保險者に係るものを除く。）、平成二十年四月改正前老健法の規定による医療

第百五十四 条第二項	及び同法附則第七 条第一項に規定す る病床転換支援金 及び	費拠出金（次条第二項にお いて「老人保健医療費拠出 金」という。）
第百五十五 条第一項	及び	、老人保健拠出金及び
第百六十条 第三項第二 号	病床転換支援金等	病床転換支援金等、老人保 健拠出金
第百六十条 第十四項	及び病床転換支援 金等	、病床転換支援金等の額及 び老人保健拠出金
第一百七十三 条第一項及 び第七十七 六条	及び病床転換支援 金等	、病床転換支援金等及び老 人保健拠出金
附則第二 条第一項	病床転換支援金等	病床転換支援金等、老人保 健拠出金
附則第五 条の四	第五条の二までの 規定	第五条の二までの規定並び に健康保険法施行令等の一

平成二十八年度において、健康保険法（大正十一年法律第七十号）附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七條の二第三項、第五十一條、第五十五條第一項、第六十條第三項第二号及び第十四項並びに附則第二條第一項の規定、同法附則第五條の三の規定により読み替えられた、同法附則第四條の四の規定により読み替えられた、同法附則第五條の規定により読み替えられた同法第一百五十三條第二項の規定、同法附則第四條の四の規定により読み替えられた、同法附則第五條の規定により読み替えられた同法第一百五十四條第二項の規定、同法附則第四條の四の規定により読み替えられた同法第七十三條第一項及び第七十六條の規定並び

5	<p>平成二十八年度において、健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七條の二第三項、第五十一條、第五十五條第一項、第六十條第三項第二号及び第十四項並びに附則第二條第一項の規定、同法附則第五條の三の規定により読み替えられた、同法附則第四條の四の規定により読み替えられた、同法附則第五條の規定により読み替えられた同法第一百五十三條第二項の規定、同法附則第四條の四の規定により読み替えられた、同法附則第五條の規定により読み替えられた同法第一百五十四條第二項の規定、同法附則第四條の四の規定により読み替えられた同法第七十三條第一項及び第七十六條の規定並びに同法附則第五條の五の規定</p>	<p>部を改正する政令（平成二十年政令第十六号。以下この条において「改正令」という。）附則第六條第四項の規定</p>
	<p>附則第四条の四の規定により読み替えて適用される</p>	<p>第一百五十三條第一項、附則第五條の二の規定により読み替えて適用される</p>
	<p>改正令附則第六條第四項の規定により読み替えて適用される附則第四条の四の規定により読み替えられた</p>	<p>第一百五十三條第一項、改正令附則第六條第四項の規定により読み替えて適用される附則第五條の二の規定により読み替えられた</p>

に同法附則第五条の五の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第七條の二 第三項	及び国民健康保険 法	、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第五十三條第二項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法
第五十三條第二項	病床轉換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）	病床轉換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）、健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正

を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第七條の二 第三項	及び国民健康保険 法	、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第五十三條第二項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法
第五十三條第二項	病床轉換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）	病床轉換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）、平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（次条第二項において「老人保健医療費拠出金」という。）

					第百五十四 条第二項	
				(略)	及び同法附則第七 条第一項に規定す る病床転換支援金	
			附則第五 条の五	(略)	同項	
			及び第五 条の三の 規定にか かわら ず	(略)	前項	前老健法の規定による医療 費拠出金（次条第二項にお いて「老人保健医療費拠出 金」という。）
附則第四 条の四の	第百五十 三条第一 項、附則 第五條の 三の規定 により読 み替えて 適用され る	第百五十 三条第一 項、改正 令附則第 六條第一 項の規定 により読 み替えて 適用され る附則第 五條の三 の規定に より読み 替えられ た	及び第五 条の三の 規定並び に健康保 険法施行 令等の一 部を改正 する政令 （平成二 十年政令 第十六号 。以下こ の条にお いて「改 正令」と いう。） 附則第六 條第一 項の規定 にかかわ らず	(略)	同法附則第七 條第一項に 規定する病 床転換支援 金及び老人 保健医療費 拠出金	
改正令附 則第六條 第一項の						

					第百五十四 条第二項	
				(略)	及び同法附則第七 条第一項に規定す る病床転換支援金	
			附則第五 条の五	(略)	同項	
			及び第五 条の三の 規定にか かわら ず	(略)	前項	前老健法の規定による医療 費拠出金（次条第二項にお いて「老人保健医療費拠出 金」という。）
附則第四 条の四の	第百五十 三条第一 項、附則 第五條の 三の規定 により読 み替えて 適用され る	第百五十 三条第一 項、改正 令附則第 六條第五 項の規定 により読 み替えて 適用され る附則第 五條の三 の規定に より読み 替えられ た	及び第五 条の三の 規定並び に健康保 険法施行 令等の一 部を改正 する政令 （平成二 十年政令 第十六号 。以下こ の条にお いて「改 正令」と いう。） 附則第六 條第五 項の規定 にかかわ らず	(略)	同法附則第七 條第一項に 規定する病 床転換支援 金及び老人 保健医療費 拠出金	
改正令附 則第六條 第五項の						

	<p>規定により読み替えて適用される</p> <p>規定により読み替えて適用される附則第四条の四の規定により読み替えられた</p>
<p>2 </p> <p>平成二十九年において、健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七条の二第三項、第五十一条、第五十五条第一項、第六十条第三項第二号及び第十四項並びに附則第二条第一項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第五十三条第二項及び第五十四条第二項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第七十三条第一項及び第七十六条の規定並びに同法附則第五条の六の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>規定により読み替えて適用される</p> <p>規定により読み替えて適用される附則第四条の四の規定により読み替えられた</p>
	<p>規定により読み替えて適用される</p> <p>規定により読み替えて適用される附則第四条の四の規定により読み替えられた</p>
<p>6 </p> <p>平成二十九年において、健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七条の二第三項、第五十一条、第五十五条第一項、第六十条第三項第二号及び第十四項並びに附則第二条第一項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第五十三条第二項及び第五十四条第二項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第七十三条第一項及び第七十六条の規定並びに同法附則第五条の六の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>規定により読み替えて適用される</p> <p>規定により読み替えて適用される附則第四条の四の規定により読み替えられた</p>
<p>第七條の二 第三項</p> <p>法</p>	<p>及び国民健康保険</p> <p>、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第五十三条第二項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（以下「老</p>
<p>第七條の二 第三項</p> <p>法</p>	<p>及び国民健康保険</p> <p>、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第五十三条第二項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（以下「老人保健</p>

附則第五條の六	(略)	第一百五十四條第二項		第一百五十三條第二項	(略)	
及び第五條の規定	(略)	同項	及び同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金	及び同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）	(略)	
及び第五條の規定並びに健康保険法施行令等の一部を	(略)	前項	、同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金	、同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（次條第二項において「老人保健医療費拠出金」という。）	(略)	人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法

附則第五條の六	(略)	第一百五十四條第二項		第一百五十三條第二項	(略)	
及び第五條の規定	(略)		及び同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金	及び同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）	(略)	
及び第五條の規定並びに健康保険法施行令等の一部を	(略)		、同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金	、同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（次條第二項において「老人保健医療費拠出金」という。）	(略)	拠出金」という。）及び国民健康保険法

		改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この条において「改正令」という。）附則第六条第二項の規定
同条	附則第五条	
附則第四条の四の規定により読み替えて適用される	改正令附則第六条第二項の規定により読み替えて適用される附則第四条の四の規定により読み替えられた	

（老人保健拠出金等に関する国民健康保険法の規定の適用）
 第七条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、国民健康保険組合について、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第二十二条の規定により読み替えられた同法第六十九条、第七十三条及び第七十六条（同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十九条	及び同法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」と）	、同法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び健康保険法等の一部を改
-------	-----------------------------------	--

		改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この条において「改正令」という。）附則第六条第六項の規定
同条	附則第五条	
附則第四条の四の規定により読み替えて適用される	改正令附則第六条第六項の規定により読み替えて適用される附則第四条の四の規定により読み替えられた	

（老人保健拠出金等に関する国民健康保険法の規定の適用）
 第七条 平成二十年度から平成二十九年度までの間において、国民健康保険組合について、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第二十二条の規定により読み替えられた同法第六十九条、第七十三条及び第七十六条（同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十九条	及び同法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」と）	、同法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び健康保険法等の一部を改
-------	-----------------------------------	--

第七十三條 第一項第一	及び病床轉換支援 金並びに介護納付	、病床轉換支援金及び老人 保健医療費拠出金並びに介	第七十三條 第一項	及び病床轉換支援 金並びに介護納付 金の納付に要する 費用に	、病床轉換支援金及び健康 保険法等の一部を改正する 法律附則第三十八條第一項 の規定によりなおその効力 を有するものとされた平成 二十年四月改正前老健法の 規定による医療費拠出金（ 以下この項及び次項におい て「老人保健医療費拠出金 」という。）並びに介護納 付金の納付に要する費用に		いう。）	正する法律（平成十八年法 律第八十三号）附則第二十 八條第一項の規定によりな おその効力を有するものと された同法第七條の規定に よる改正前の老人保健法（ 昭和五十七年法律第八十号 。第七十三條第一項におい て「平成二十年四月改正前 老健法」という。）の規定 による拠出金（第七十六條 第一項において「老人保健 拠出金」という。）
第七十三條 第一項	及び病床轉換支援 金並びに介護納付	、病床轉換支援金及び老人 保健医療費拠出金並びに介	第七十三條 第一項	及び病床轉換支援 金並びに介護納付 金の納付に要する 費用に	、病床轉換支援金及び平成 二十年四月改正前老健法の 規定による医療費拠出金（ 以下この項及び次項におい て「老人保健医療費拠出金 」という。）並びに介護納 付金の納付に要する費用に		いう。）	正する法律（平成十八年法 律第八十三号）附則第二十 八條の規定によりなおその 効力を有するものとされた 同法第七條の規定による改 正前の老人保健法（昭和五 十七年法律第八十号。第七 十三條第一項において「平 成二十年四月改正前老健法 」という。）の規定による 拠出金（第七十六條第一項 において「老人保健拠出金 」という。）

号口	金の納付に要する費用の	護納付金の納付に要する費用の
(略)	(略)	(略)

第八条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、市町村（特別区を含む、国民健康保険法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村（以下「退職被保険者等所属市町村」という。）を除く。）について、同法附則第二十二條の規定により読み替えられた同法第七十條、第七十五條及び第七十六條の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十條第一項	及び同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）	、同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第七十五條において「平成二十年四月改正前老健法」と
---------	------------------------------------	--

(略)	金の納付に要する費用の	護納付金の納付に要する費用の
(略)	(略)	(略)

第八条 平成二十年度から平成二十九年度までの間において、市町村（特別区を含む、国民健康保険法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村（以下「退職被保険者等所属市町村」という。）を除く。次項において同じ。）について、同法附則第二十二條の規定により読み替えられた同法第七十條、第七十五條及び第七十六條の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十條第一項	及び同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）	、同法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第七十五條において「平成二十年四月改正前老健法」という。
---------	------------------------------------	--

(略)	(略)	(略)	(略)
	第七十五條 及び病床轉換支援 金等	第七十條第 一項第二号 金	及び病床轉換支援 金
(略)	、病床轉換支援金等及び健 康保險法等の一部を改正す る法律附則第三十八條第一 項の規定によりなおその効 力を有するものとされた平 成二十年四月改正前老健法 の規定による拠出金（次條 第一項において「老人保健 拠出金」という。）	、病床轉換支援金及び老人 保健医療費拠出金	、病床轉換支援金及び老人 保健医療費拠出金

第九條 平成二十八年度及び平成二十九年度において、退職被保險者等所屬市町村について、国民健康保險法附則第二十二條の規定により読み替えられた、同法附則第九條第一項の規定により読み替えられた同法第七十條の規定並びに同法附則第二十二條の規定により読み替えられた同法第七十五條、第七十六條及び附則第七條の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

(略)	(略)	(略)	(略)
	第七十五條 及び病床轉換支援 金等	及び病床轉換支援 金	及び病床轉換支援 金
(略)	、病床轉換支援金等及び平 成二十年四月改正前老健法 の規定による拠出金（次條 第一項において「老人保健 拠出金」という。）	、病床轉換支援金及び老人 保健医療費拠出金	、病床轉換支援金及び老人 保健医療費拠出金

第九條 平成二十年度において、退職被保險者等所屬市町村について、国民健康保險法附則第二十二條の規定により読み替えられた、同法附則第九條第一項の規定により読み替えられた同法第七十條の規定並びに同法附則第二十二條の規定により読み替えられた同法第七十五條、第七十六條及び附則第七條の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と

第七十五条	
及び病床転換支援	額
、病床転換支援金等及び平	<p>負担調整前老人保健医療費 拠出金相当額（健康保険法 施行令等の一部を改正する 政令（平成二十年政令第百 十六号）附則第二条の規定 により読み替えられた平成 十八年健保法等改正法附則 第三十八条第一項の規定に よりなおその効力を有する ものとされた平成二十年四 月改正前老健法第五十六条 第三項に規定する負担調整 前実績医療費拠出金相当額 を同令附則第二条の規定に より読み替えられた平成十 八年健保法等改正法附則第 三十八条第一項の規定によ りなおその効力を有するも のとされた平成二十年四月 改正前老健法第五十四条第 一項に規定する実績医療費 拠出金とみなして、同項の 規定により算定した医療費 拠出金の額に相当する額を いう。附則第七条第一項第 二号において同じ。）</p>
第七十五条	
及び病床転換支援	額
、病床転換支援金等及び平	<p>負担調整前老人保健医療費 拠出金相当額</p>

	(略)	
附則第七條 第一項第二 号	(略)	金等
	(略)	成十八年健保法等改正法附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定による拠出金（次条第一項において「老人保健拠出金」という。）
	(略)	病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額

	(略)	
附則第七條 第一項	(略)	金等
	(略)	成二十年四月改正前老健法の規定による拠出金（次条第一項において「老人保健拠出金」という。）
	(略)	病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（当該年度の平成二十年四月改正前老健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の一に相当する額、前々年度の同項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び前々年度の平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する当該年度の

(削る)

(削る)

概算医療費拠出金、前々年度の概算医療費拠出金及び前々年度の確定医療費拠出金とみなして、同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。)

2

平成二十一年度において、退職被保険者等所属市町村については、前項の規定を適用する場合においては、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表附則第七條第一項の項中「当該年度の平成二十年四月改正前老健法第五十五條第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の一に相当する額、前々年度の同項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び前々年度の平成二十年四月改正前老健法第五十六條第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ平成二十年四月改正前老健法第五十四條第一項に規定する当該年度の概算医療費拠出金、前々年度の概算医療費拠出金及び前々年度の」とあるのは「平成二十年四月改正前老健法第五十五條第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び平成二十年四月改正前老健法第五十六條第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第三条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十四條第一項に規定する概算医療費拠出金及び」と、「同項の」とあるのは「同令附則第三条の規定により読み替えられた同項の」と読み替えるものとする。

3

平成二十二年度において、退職被保険者等所属市町村について

(削る)

4 | 第一項に規定する国民健康保険法の規定を適用する場合においては、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「負担調整前概算医療費拠出金相当額及び平成二十年四月改正前老健法」とあるのは「負担調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の一に相当する額及び平成二十年四月改正前老健法」と、「附則第三条」とあるのは「附則第四条において準用する同令附則第三条」と読み替えるものとする。

4 | 平成二十三年度において、退職被保険者等所属市町村について、第一項に規定する国民健康保険法の規定を適用する場合には、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表附則第七条第一項の項中「当該年度の平成二十年四月改正前老健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の一に相当する額、前々年度の同項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び前々年度の平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する当該年度の概算医療費拠出金、前々年度の概算医療費拠出金及び前々年度の確定医療費拠出金」とあるのは「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出金相当額を同令附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する実績医療費拠出金」と、「同項の」とあるのは「同令附則第五条の規定により読み替えられた同項の」と読み替えるものとする。

(削る)

5 | 平成二十四年度から平成二十九年までの間において、退職被保険者等所属市町村について、前項に規定する国民健康保険法の規定を適用する場合には、同項の規定を準用する。

第十条 (削る)

(削る)

第十条 平成二十年度において、国民健康保険法附則第二十二條の規定により読み替えられた同法附則第二十一條第三項及び第四項の規定を適用する場合には、同條第三項第二号中「及び病床転換支援金」とあるのは、「病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金をいう。以下同じ。）に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（当該年度の平成二十年四月改正前老健法第五十五條第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の一に相当する額、前々年度の同項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び前々年度の平成二十年四月改正前老健法第五十六條第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ平成二十年四月改正前老健法第五十四條第一項に規定する当該年度の概算医療費拠出金、前々年度の概算医療費拠出金及び前々年度の確定医療費拠出金とみなして、同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下同じ。）」と、同條第四項第二号中「及び病床転換支援金」とあるのは、「病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

2 | 平成二十一年度において、前項に規定する国民健康保険法の規定を適用する場合には、同項の規定を準用する。この場合において、同項中「当該年度の平成二十年四月改正前老健法第五十五條第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の一に相当する額、前々年度の同項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び前々年度の平成二十年四月改正前老健

(削る)

法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する当該年度の概算医療費拠出金、前々年度の概算医療費拠出金及び前々年度の」とあるのは「平成二十年四月改正前老健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第三条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する概算医療費拠出金及び」と、「同項の」とあるのは「同令附則第三条の規定により読み替えられた同項の」と読み替えるものとする。

3

平成二十二年において、国民健康保険法附則第二十二条の規定により読み替えられた、同法附則第二十一条の二第一項の規定により読み替えられた同法附則第二十一条第三項及び第四項の規定を適用する場合には、同条第三項第二号中「及び病床転換支援金（当該特定健康保険組合に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条の三及び第十四条の四の規定の適用がないものとして同法百十九条の規定を適用するもの）」として同法百十九条の規定を適用するものとする。次項第二号において「とあるのは」（当該特定健康保険組合に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条の三及び第十四条の四の規定の適用がないものとして同法百十九条の規定を適用するもの）」ならば同条第一項の規定により算定されることとなるものをいう。次項第二号において「とあるのは」（当該特定健康保険組合に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条の三及び第十四条の四の規定の適用がないものとして同法百十九条の規定を適用するもの）」ならば同条第一項の規定により算定されることとなるものをいう。次項第二号において同じ。）、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十

(削る)

七年法律第八十号。以下「平成二十年四月改正前老健法」という。
）の規定による医療費拠出金をいう。以下同じ。）に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（平成二十年四月改正前老健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の一に相当する額及び平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第三条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金とみなして、同令附則第四条において準用する同令附則第三条の規定により読み替えられた同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下「と、同条第四項第二号中「及び病床転換支援金」とあるのは「、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

4

平成二十三年度及び平成二十四年度において、国民健康保険法附則第二十二条の規定により読み替えられた、同法附則第二十一条の二第一項の規定により読み替えられた同法附則第二十一条第三項及び第四項の規定を適用する場合には、同条第三項第二号中「及び病床転換支援金（当該特定健康保険組合に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条の三及び第十四条の四の規定の適用がないものとして同法第百十九条の規定を適用するもの）ならば同条第一項の規定により算定されることとなるものをいう。次項第二号において」とあるのは「（当該特定健康保険組合に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条の三及び第十四条の四の規定の適用がないものとして同法第百十九条の規定を適用するもの）ならば同条第一項の規定により算定されることとなるものをいう。次項第二号において同じ。）、病床転換支援金及

平成二十八年度において、国民健康保険法附則第二十一条の三第一項の規定により読み替えられた、同法附則第二十二条の規定により読み替えられた同法附則第二十一条第三項及び第四項の規定を適用する場合には、同条第三項第二号中「及び病床転換支援金」とあるのは、「、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下この号において「平成十八年健保法等改正法」という。）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十八年健保法等改正法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この号において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金をいう。次項第二号において同じ。）に係る負担調整前

5 | び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金をいう。以下同じ。）に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出金相当額を同令附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する実績医療費拠出金とみなして、同令附則第五条の規定により読み替えられた同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下」と、同条第四項第二号中「及び病床転換支援金」とあるのは、「、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

平成二十五年度から平成二十八年度までの間において、国民健康保険法附則第二十二条の規定により読み替えられた、同法附則第二十一条の三第一項の規定により読み替えられた同法附則第二十一条第三項及び第四項の規定を適用する場合には、同条第三項第二号中「及び病床転換支援金（当該」とあるのは「（当該」と、「同じ。）」とあるのは「同じ。）」、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金をいう。以下同じ。）に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（健康保

老人保健医療費拠出金相当額（健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第二条の規定により読み替えられた平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出金相当額を同令附則第二条の規定により読み替えられた平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出金相当額）とあるのは、「、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

2 | 平成二十九年政令において、国民健康保険法附則第二十二条の規定により読み替えられた同法附則第二十一条第三項及び第四項の規定を適用する場合には、同条第三項第二号中「及び病床転換支援金」とあるのは、「、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）以下この号において「平成十八年健保法等改正法」という。）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十八年健保法等改正法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）以下この号において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金をいう。次項第二号において同じ。）に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第二条の規定により読み替えられた平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四

除法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出金相当額を同令附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する実績医療費拠出金とみなして、同令附則第五条の規定により読み替えられた同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下同じ。）と、同条第四項第二号中「及び病床転換支援金」とあるのは、「、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

6 | 平成二十九年政令において、国民健康保険法附則第二十二条の規定により読み替えられた同法附則第二十一条第三項及び第四項の規定を適用する場合には、同条第三項第二号中「及び病床転換支援金」とあるのは、「、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）以下「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金をいう。以下同じ。）に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出金相当額を同令附則第五条の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する実績医療費拠出金とみなして、同令

月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出金相当額を同令附則第二条の規定により読み替えられた平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する実績医療費拠出金とみなして、同項の規定により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。次項第二号において同じ。」と、同条第四項第二号中「及び病床転換支援金」とあるのは、「、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

(老人保健拠出金に関する地方税法の規定の適用)

第十一条 平成二十八年度分及び平成二十九年度分の国民健康保険税における地方税法附則第三十八条の三の規定により読み替えられた同法第七百三条の四第一項の規定及び同条第三項の規定の適用については、同条第一項中「及び同法」とあるのは、「、同法」と、「並びに介護保険法」とあるのは「及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七十条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下この項及び第三項において「老人保健拠出金」という。）並びに介護保険法」と、「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「、後期高齢者支援金等及び老人保健拠出金」と、同条第三項中「並びに当該年度分」とあるのは、「、当該年度分」と、「の合算額」とあるのは「並びに平成二十年分度の老人保健拠出金から当該費用に係る国の負担金の見込額（附則第三十八条に規定する退職被保険者等所属市町村にあつては、当該費用に係る国の負担金の見込額及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第九条の規定

附則第五条の規定により読み替えられた同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下同じ。）」と、「同条第四項第二号中「及び病床転換支援金」とあるのは、「、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

(老人保健拠出金に関する地方税法の規定の適用)

第十一条 平成二十年分度の国民健康保険税における地方税法第七百三条の四第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「並びに介護保険法」とあるのは、「、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）並びに介護保険法」と、「並びに介護納付金」とあるのは、「、老人保健拠出金並びに介護納付金」と、同条第三項中「並びに当該年度分」とあるのは、「、当該年度分」と、「の合算額」とあるのは「並びに平成二十年分度の老人保健拠出金から当該費用に係る国の負担金の見込額（附則第三十八条に規定する退職被保険者等所属市町村にあつては、当該費用に係る国の負担金の見込額及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第九条第一項の規定により読み替えられた国民健康保険法附則第二十二条の規定により読み替えられた同法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法第七十条第一項第二号に規定する

により読み替えられた国民健康保険法附則第二十二条の規定により読み替えられた同法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法第七十条第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の合算額)を控除した額の合算額」とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(老人保健拠出金に関する船員保険法の規定の適用)

第十二条 (削る)

負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の合算額)を控除した額の合算額」とする。

2 前項の規定は、平成二十一年度分の国民健康保険税について準用する。この場合において、同項中「附則第九条第一項」とあるのは、「附則第九条第二項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、平成二十二年度分の国民健康保険税について準用する。この場合において、同項中「附則第九条第一項」とあるのは、「附則第九条第三項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、平成二十三年度分の国民健康保険税について準用する。この場合において、同項中「附則第九条第一項」とあるのは、「附則第九条第四項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定は、平成二十四年度分から平成二十九年度分までの国民健康保険税について準用する。この場合において、同項中「附則第九条第一項」とあるのは、「附則第九条第五項において準用する同条第四項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(老人保健拠出金に関する船員保険法の規定の適用)

第十二条 平成二十年度から平成二十一年度(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(次項において「施行日」という。))の属

する月の前月までの期間に限る。)までの間において、同法第四
 条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号
)附則第三十項の規定により読み替えられた、同法附則第二十九
 項の規定により読み替えられた同法第五十八条及び第五十九条の
 規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上
 欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下
 欄に掲げる字句とする。

第五十八条 第四項	及	、健康保険法等の一部を改 正する法律(平成十八年法 律第八十三号)附則第二十 八条ノ規定ニ依リ仍其ノ効 力ヲ有スルモノトサレタル 同法第七条ノ規定ニ依ル改 正前ノ老人保健法(昭和五 十七年法律第八十号)ノ規 定ニ依ル抛出金(以下老人 保健抛出金ト称ス)及
第五十九条 第一項	及	、老人保健抛出金及
第五十九条 第七項	及退職者給付抛出 金	、老人保健抛出金及退職者 給付抛出金
第五十九条 第九項	若ハ	、老人保健抛出金若ハ

平成二十八年度及び平成二十九年度において、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）附則第八条の規定により読み替えられた、同法附則第七条の規定により読み替えられた同法第十二条、第百十四条及び第百二十一条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百二十二条 第二項	及び	、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び
(略)	(略)	(略)
第百二十一条 第十項	附則第八条	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第

第五十九条 第十四項	及退職者給付拠出 金	、老人保健拠出金ノ額及退職者給付拠出金
---------------	---------------	---------------------

2| 平成二十一年度（施行日の属する月以後の期間に限る。）から平成二十九年度までの間において、船員保険法附則第八条の規定により読み替えられた、同法附則第七条の規定により読み替えられた同法第十二条、第百十四条及び第百二十一条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百二十二条 第二項	及び	、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び
(略)	(略)	(略)
第百二十一条 第十項	附則第八条	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第

(老人保健拠出金に関する国家公務員共済組合法の規定の適用)

第十三条 平成二十八年及び平成二十九年度において、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三条第四項及び同法第九十九条第一項の規定を適用する場合には、同法第三条第四項中「ほか、」とあるのは「ほか、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金(第九十九条第一項において「老人保健拠出金」という。)並びに」と、同法第九十九条第一項中「の給付に要する費用(」とあるのは「の給付に要する費用(老人保健拠出金並びに」と、同項第一号中「短期給付に要する費用(」とあるのは「短期給付に要する費用(老人保健拠出金並びに」とする。

(老人保健拠出金に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用)

第十四条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第一百十三條第一項、第四百四十四條の二第二項、附則第十四條の三第一項及び第十八條第五項の規定を適用する場合には、同法第一百十三條第一項中「組合の給付に要する費用(」とあるのは「組合の給付に要する費用(老人保健拠出金(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定によ

(老人保健拠出金に関する国家公務員共済組合法の規定の適用)

第十三条 平成二十年度から平成二十九年度までの間において、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三条第四項及び同法第九十九条第一項の規定を適用する場合には、同法第三条第四項中「ほか、」とあるのは「ほか、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金(第九十九条第一項において「老人保健拠出金」という。)並びに」と、同法第九十九条第一項中「の給付に要する費用(」とあるのは「の給付に要する費用(老人保健拠出金並びに」と、同項第一号中「短期給付に要する費用(」とあるのは「短期給付に要する費用(老人保健拠出金並びに」とする。

(老人保健拠出金に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用)

第十四条 平成二十年度から平成二十九年度までの間において、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第一百十三條第一項、第四百四十四條の二第二項、附則第十四條の三第一項及び第十八條第五項の規定を適用する場合には、同法第一百十三條第一項中「組合の給付に要する費用(」とあるのは「組合の給付に要する費用(老人保健拠出金(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定によ

る改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金をいう。以下同じ。）、「と、短期給付に要する費用（「とあるのは「短期給付に要する費用（老人保健拠出金、」と、「短期給付並びに」にあるのは「短期給付並びに老人保健拠出金、」と、同法第四百四十四条の二第二項中「負担金（「とあるのは「負担金（老人保健拠出金、」と、同法附則第十四条の三第一項第一号中「掛金（「とあるのは「掛金（老人保健拠出金、」と、同法附則第十八条第五項中「負担金（「とあるのは「負担金（老人保健拠出金、」とする。」

第十五条 平成二十八年度及び平成二十九年年度において平成十八年保健法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十三条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条の規定の適用については、同条の表第二百四十六条の五第二項の項下欄中「に係る掛金を含み」とあるのは「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（附則第十二条第六項において「老人保健拠出金」という。）に係る掛金を含み」と、同表附則第十二条第六項の項下欄中「に係る掛金を含み」とあるのは「並びに老人保健拠出金に係る掛金を含み」とする。

（老人保健拠出金に関する日本私立学校振興・共済事業団法の規定の適用）

る改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金をいう。以下同じ。）、「と、短期給付に要する費用（「とあるのは「短期給付に要する費用（老人保健拠出金、」と、「短期給付並びに」にあるのは「短期給付並びに老人保健拠出金、」と、同法第四百四十四条の二第二項及び附則第十八条第五項中「負担金（「とあるのは「負担金（老人保健拠出金、」と、同法附則第十四条の三第一項中「掛金（「とあるのは「掛金（老人保健拠出金、」とする。」

第十五条 平成二十年度から平成二十九年年度までの間において平成二十年四月改正前老健法第五十三条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条の規定の適用については、同条の表第二百四十六条の五第二項の項下欄中「に係る掛金を含み」とあるのは「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（附則第十二条第六項において「老人保健拠出金」という。）に係る掛金を含み」と、同表附則第十二条第六項の項下欄中「に係る掛金を含み」とあるのは「並びに老人保健拠出金に係る掛金を含み」とする。

（老人保健拠出金に関する日本私立学校振興・共済事業団法の規定の適用）

第十六条 平成二十八年度及び平成二十九年度において平成十八年健康法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十三条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号の規定の適用については、同法第二十三条第二項中「介護保険法」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（第三十三条第一項第二号において「老人保健拠出金」という。）、介護保険法」とあり、同法第三十三条第一項第二号中「並びに介護保険法」とあるのは「老人保健拠出金並びに介護保険法」とする。

第十七条 削除

第十六条 平成二十年度から平成二十九年度までの間において平成二十年四月改正前老健法第五十三条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号の規定の適用については、同法第二十三条第二項中「介護保険法」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（第三十三条第一項第二号において「老人保健拠出金」という。）、介護保険法」とあり、同法第三十三条第一項第二号中「並びに介護保険法」とあるのは「老人保健拠出金並びに介護保険法」とする。

（老人保健拠出金等に関する特別会計に関する法律の規定の適用）
 第十七条 平成二十年四月一日から九月三十日までの間において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百一条及び第百十三号並びに附則第三十二条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

第百十一条 第五項	後期高齢者支援金 等	後期高齢者支援金等並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効
--------------	---------------	--

2 | 平成二十年四月一日から日本年金機構法（平成十九年法律第百

<p>附則第三十二 条第二項</p>	<p>後期高齢者支援金 等の一部</p>	<p>後期高齢者支援金等並びに 平成二十年四月改正前老健 法の規定による拠出金の一 部</p>	<p>第百十三 条 第四項</p>	<p>費用で国庫が</p>	<p>費用並びに健康保険法施行 令等の一部を改正する政令 （平成二十年政令第百十六 号）附則第六条の規定によ り読み替えられた同法第百 五十三條第二項及び第百五 十四條第二項に規定する老 人保健医療費拠出金の納付 に要する費用で国庫が</p>	<p>並びに同法第百五 十四條の二</p>	<p>、同法第百五十四條の二</p>	<p>力を有するものとされた同 法第七条の規定による改正 前の老人保健法（昭和五十 七年法律第八十号。附則第 三十二條第二項において「 平成二十年四月改正前老健 法」という。）の規定によ る拠出金</p>
------------------------	--------------------------	---	---------------------------	---------------	---	---------------------------	--------------------	--

(老人保健拠出金等に関するなおその効力を有するものとされた
廃止前の老人保健法施行令の規定の適用)

第十八条 附則第二条に規定する医療等に要する費用のうち平成二
十七年度以前に請求されたものの支弁及び負担並びにこれらの事
務の執行に要する費用について、平成十八年健保法等改正法附則
第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ
た高齢者の医療の確保に関する法律施行令附則第二条の規定によ
る廃止前の老人保健法施行令(昭和五十七年政令第二百九十三号
)の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表
の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表
の下欄に掲げる字句とする。

第十八条	法第四十八条第一 項の	健康保険法等の一部を改正 する法律(平成十八年法律 第八十三号。以下「改正法 」という。)附則第三十八 条第一項の規定によりなお その効力を有するものとさ れた改正法第七条の規定に よる改正前の老人保健法(
------	----------------	--

九号)の施行の日の前日までの間において、特別会計に関する法
律附則第九十三条の規定を適用する場合には、同条第二
号口中「後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金
等並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第
八十三号)附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するも
のとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五
十七年法律第八十号)の規定による拠出金」とする。

(老人保健拠出金等に関する廃止前の老人保健法施行令の規定の
適用)

第十八条 附則第二条に規定する医療等に要する費用の支弁及び負
担並びにこれらの事務の執行に要する費用について、平成十八年
健保法等改正法附則第三十八条の規定によりなおその効力を有す
るものとされた高齢者の医療の確保に関する法律施行令附則第二
条の規定による廃止前の老人保健法施行令(昭和五十七年政令第
二百九十三号)の規定を適用する場合には、これらの規定
のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、
それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条各 号列記以外 の部分	法	健康保険法等の一部を改正 する法律(平成十八年法律 第八十三号。第一号におい て「改正法」という。)第 七条の規定による改正前の 老人保健法(昭和五十七年 法律第八十号。以下「平成 二十年四月改正前老健法」
-----------------------	---	--

第十九条第	(略)	第十八条第 一四号	第十八条第 一四号(1)か ら(3)まで		第十八条第 一四号 医療等を	
法第四十九条	(略)	法	法	法		
改正法附則第三十八条第一	(略)	改正法附則第三十八条第一 項の規定によりなおその効 力を有するものとされた平 成二十年四月改正前老健法	平成二十年四月改正前老健 法	改正法附則第三十八条第一 項の規定によりなおその効 力を有するものとされた平 成二十年四月改正前老健法	医療等（改正法附則第三十 二条の規定によりなお従前 の例によるものとされた同 条に規定する医療等をいう 。以下同じ。）を	昭和五十七年法律第八十号 。以下「平成二十年四月改 正前老健法」という。）第 四十八条第一項の

第十九条第	(略)	(新設)	(新設)		第十八条第 一四号 医療等を	
法	(略)			法		
平成二十年四月改正前老健	(略)			平成二十年四月改正前老健 法	医療等（改正法附則第三十 二条の規定によりなお従前 の例によることとされた同 条に規定する医療等をいう 。以下同じ。）を	という。）

一
項

法第六十一条		法第五十一条第一項	法第四十二条第三項	法第四十二条第一項	法第四十一条第一項	次条に規定する費用の種類ごとに、同条	項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第四十九条
改正法附則第三十八条第一	改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第八十一条第二項	法第五十一条第一項	平成二十年四月改正前老健法第四十二条第三項	平成二十年四月改正前老健法第四十二条第一項	平成二十年四月改正前老健法第四十一条第一項	次条第二項	

一
項

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	次条に規定する費用の種類ごとに、同条	法
						次条第二項	

第二十一条 第二項及び 第四項、第 二十二条、 第二十三条 、第三十二 条第一項並 びに第三十 三条	法	項の規定によりなおその効 力を有するものとされた平 成二十年四月改正前老健法 第六十一条
		改正法附則第三十八条第一 項の規定によりなおその効 力を有するものとされた平 成二十年四月改正前老健法

(老人保健拠出金に関する健康保険法施行令の規定の適用)
第十九条 平成二十八年度及び平成二十九年年度において、健康保険
法施行令附則第四条の規定により読み替えられた、同令附則第三
条の規定により読み替えられた同令第二十条、第二十九条、第四
十六条及び第六十五条並びに健康保険法施行令附則第四条の規定
により読み替えられた、同令附則第三条の規定により読み替えら
れた第一条の規定による改正後の健康保険法施行令(以下「新健
保令」という。)第六十七条の規定を適用する場合には、
これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十条	法第七十三條	健康保険法等の一部を改正
------	--------	--------------

第二十一条 第二項及び 第四項、第 二十二条、 第二十三条 、第三十二 条第一項並 びに第三十 三条	法	平成二十年四月改正前老健 法

(老人保健拠出金に関する健康保険法施行令の規定の適用)
第十九条 平成二十年度から平成二十九年年度までの間において、第
一条の規定による改正後の健康保険法施行令(以下「新健保令」
という。)附則第四条の規定により読み替えられた、新健保令附
則第三条の規定により読み替えられた新健保令第二十条、第二十
九条、第四十六条、第六十五条及び第六十七条の規定を適用する
場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句
とする。

第二十条	法第七十三條	健康保険法等の一部を改正
------	--------	--------------

<p>第二十九条、第四十六条、第六十五条第一項第一号イ及びロ並びに第六十七条第三項</p>		<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	<p>する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）、法第七十三條</p>
---	--	------------	--	------------	--

（老人保健拠出金等に関する国民健康保険法施行令の規定の適用）

第二十条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、国民健康保険法施行令附則第一条の四第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同令第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の

<p>第二十九条、第四十六条、第六十五条第一項及び第六十七条第三項</p>		<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	<p>する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）、法第七十三條</p>
---------------------------------------	--	------------	--	------------	---

（老人保健拠出金等に関する国民健康保険法施行令の規定の適用）

第二十条 平成二十年度から平成二十九年度までの間において、国民健康保険法施行令附則第一条の四第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同令第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十九条第一項第二号	及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の
第十九条第一号	法附則第二十二條	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下「改正令」という。）附則第七條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十九条第一項	及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定により読み替えられた
第十九条第一項	及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定により読み替えられた、法附則第二十二條

	<p>法附則第二十二條</p>	<p>及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）</p>
<p>規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この号において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（次項第二号及び次條第四項において「老人保健拠出金」という。）</p>	<p>改正令附則第七條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條</p>	<p>、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（次項第二号において「老人保健医療費拠出金」という。）</p>

	<p>総額から当該年度における</p>	<p>及び病床転換支援金等</p>	<p>法附則第二十二條の規定により読み替えられた同項</p>	<p>及び高齢者医療確保法の規定による</p>
<p>條の規定により読み替えられた法</p>	<p>総額から当該年度における改正令附則第七條の規定により読み替えられた、</p>	<p>、病床転換支援金等及び老人保健拠出金</p>	<p>改正令附則第七條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三條第一項</p>	<p>、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金及び</p>

第十九条第二項第一号	法附則第二十二條	改正令附則第七條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條
第十九条第二項第二号	及び病床転換支援金等 法附則第二十二條	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金 改正令附則第七條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條
第十九条第三項	及び病床転換支援金並びに 高齢者医療確保法	、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この号において「平成二十年四月改正前老健法」

第十九条第二項	病床転換支援金 高齢者医療確保法	平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金
、病床転換支援金等	、老人保健拠出金	病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」
及び病床転換支援金等	及び老人保健拠出金	、老人保健拠出金
、老人保健拠出金	、老人保健拠出金	

(略)	第二十条第三項	法附則第二十二條	、病床轉換支援金等	及び病床轉換支援金等	病床轉換支援金等 (以下「病床轉換支援金等」)	拠出金(次項第二号及び次条第四項において「老人保健拠出金」)	という。
(略)		改正令附則第七條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條	、老人保健拠出金	及び老人保健拠出金			

第二十一条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、市町村(特別区を含み、退職被保険者等所属市町村を除く。)について、国民健康保険法施行令附則第五條第一項の規定により読み替えられた同令第二十九條の七の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる当該規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第二十条第三項	法附則第二十二條	及び病床轉換支援金等	、病床轉換支援金等及び老人保健拠出金			
(略)		改正令附則第七條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條					

第二十一条 平成二十年度から平成二十九年度までの間において、市町村(特別区を含み、退職被保険者等所属市町村を除く。次項において同じ。)について、国民健康保険法施行令附則第五條第一項の規定により読み替えられた同令第二十九條の七の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる当該規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九條の七第二項の第一号ロ		第二十九條の七第二項の第一号イ	(略)
法附則第二十二條	及び病床轉換支援金等	、前期高齢者納付金等	(略)
改正令附則第八條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條	、病床轉換支援金等及び老人保健拠出金	、前期高齢者納付金等及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下この号において「老人保健拠出金」という。）	(略)

(新設)			(略)
	及び病床轉換支援金等	、前期高齢者納付金等	(略)
	、病床轉換支援金等及び老人保健拠出金	、前期高齢者納付金等及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下この号において「老人保健拠出金」という。）	(略)

	及び病床転換支援金等	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金
(略)	(略)	(略)

第二十二條 平成二十八年度及び平成二十九年度において、退職被保険者等所属市町村について、国民健康保険法施行令附則第五條第二項の規定により読み替えられた、同令附則第四條第一項の規定により読み替えられた同令第二十九條の七の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる当該規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九條の七第一項	法附則第二十二條	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百十六号。以下「改正令」という。）附則第九條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條
第二十九條の七第二項	法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項	改正令附則第九條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第二十二條 平成二十年度において、退職被保険者等所属市町村について、国民健康保険法施行令附則第五條第二項の規定により読み替えられた、同令附則第四條第一項の規定により読み替えられた同令第二十九條の七の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる当該規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九條の七第一項	法附則第二十二條	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百十六号。以下「改正令」という。）附則第九條第一項の規定により読み替えられた、法附則第二十二條
第二十九條の七第二項	法附則第二十二條	改正令附則第九條第一項の規定により読み替えられた、法附則第二十二條

第二十九條の七第二項第一号イ				第二十九條の七第二項第一号イ
法附則第二十二條	調整対象基準額	法附則第二十二條	及び病床轉換支援金等	、前期高齢者納付金等
改正令附則第九條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條	調整対象基準額及び負担調整前老人保健医療費拠出金相当額の合算額	改正令附則第九條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條	、病床轉換支援金等及び老人保健拠出金	、前期高齢者納付金等及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條第一項の規定によりなされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下この号において「老人保健拠出金」という。）

(新設)				
	調整対象基準額		及び病床轉換支援金等	、前期高齢者納付金等
	調整対象基準額及び負担調整前老人保健医療費拠出金相当額の合算額		、病床轉換支援金等及び老人保健拠出金	、前期高齢者納付金等及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條の規定によりなされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下この号において「老人保健拠出金」という。）

第二十九条の七第三項から第五項まで	法附則第二十二條	及び病床転換支援金等 、病床転換支援金等及び老人保健拠出金
-------------------	----------	----------------------------------

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第二十九条の七第三項から第五項まで	法附則第二十二條	改正令附則第九條第一項の規定により読み替えられた、法附則第二十二條
-------------------	----------	-----------------------------------

2

平成二十一年度において、退職被保険者等所属市町村について、前項に規定する国民健康保険法施行令の規定を適用する場合には、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表中「附則第九條第一項」とあるのは、「附則第九條第二項において読み替えて準用する同條第一項」と読み替えるものとする。

3

平成二十二年度において、退職被保険者等所属市町村について、第一項に規定する国民健康保険法施行令の規定を適用する場合には、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表中「附則第九條第一項」とあるのは、「附則第九條第三項において読み替えて準用する同條第二項において読み替えて準用する同條第一項」と読み替えるものとする。

4

平成二十三年度において、退職被保険者等所属市町村について、第一項に規定する国民健康保険法施行令の規定を適用する場合には、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表中「附則第九條第一項」とあるのは、「附則第九條第四項において読み替えて準用する同條第一項」と読み替えるものとする。

5

平成二十四年度から平成二十九年までの間において、退職被保険者等所属市町村について、第一項に規定する国民健康保険法施行令の規定を適用する場合には、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表中「附則第九條第一項」とあるのは、

（老人保健拠出金等に関する国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の適用）

第二十三条 平成二十八年度において、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第一条及び同令附則第十六条の規定により読み替えられた、同令附則第十五条の規定により読み替えられた、同令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第五条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

項 第一条第一	(略)	(略)
及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（同号において「病床転換支援金等」という。）	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（同号において「病床転換支援金等」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（同号において「病床転換支援金等」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条

は、「附則第九条第五項において準用する同条第四項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（老人保健拠出金等に関する国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の適用）

第二十三条 平成二十年度から平成二十九年度までの間において、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第一条及び第五条の規定並びに同令附則第二十三条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

項 第一条第一	(略)	(略)
及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（同号において「病床転換支援金等」という。）	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（同号において「病床転換支援金等」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（同号において「病床転換支援金等」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条

の効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五条第

及び病床転換支援	、病床転換支援金及び老人	<p>第五條第一 項第一号口</p> <p>及び高齢者医療確 保法の規定による 病床転換支援金（ 以下「病床転換支 援金」という。）</p>	<p>、高齢者医療確保法の規定 による病床転換支援金（以 下「病床転換支援金」とい う。）及び健康保険法等の 一部を改正する法律附則第 三十八條第一項の規定によ りなおその効力を有するも のとされた平成二十年四月 改正前老健法の規定による 医療費拠出金（以下「老人 保健医療費拠出金」という 。）</p>	<p>第五條第一 項</p> <p>法附則第二十二條</p>	<p>改正令附則第七條の規定に より読み替えられた、法附 則第二十二條</p>	<p>第一條第二 項第一号</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p>		<p>五條第一項第一号口におい て「平成二十年四月改正前 老健法」という。）の規定 による拠出金（次項第一号 において「老人保健拠出金 」という。）</p>
----------	--------------	--	--	------------------------------------	---	----------------------------------	------------	--	--

及び病床転換支援	、病床転換支援金及び老人	<p>及び高齢者医療確 保法の規定による 病床転換支援金（ 以下「病床転換支 援金」という。）</p>	<p>、高齢者医療確保法の規定 による病床転換支援金（以 下「病床転換支援金」とい う。）及び平成二十年四月 改正前老健法の規定による 医療費拠出金（以下「老人 保健医療費拠出金」という 。）</p>	<p>第五條第一 項</p> <p>法附則第二十二條</p>	<p>改正令附則第七條の規定に より読み替えられた、法附 則第二十二條</p>	<p>第一條第二 項</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p>		<p>一項において「平成二十年 四月改正前老健法」という 。）の規定による拠出金（ 同号において「老人保健拠 出金」という。）</p>
----------	--------------	---	--	------------------------------------	---	-------------------------------	------------	--	---

			金
(略)		(略)	
(削る)		(略)	保健医療費拠出金

第二十四条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、市町村（特別区を含み、退職被保険者等所属市町村を除く。）について、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十四条第一項の規定により読み替えられた同令第二条、第四条及び第四条の二の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十一条第一項	法附則第二十二條	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第十六号）附則第八條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條
第二条第一項第二号	及び高齢者医療確保法の規定による	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（第

			金
(略)		(略)	
附則第二十三條第二項	附則第十三條	改正令附則第二十三條の規定により読み替えられた、附則第十三條	保健医療費拠出金
及び病床転換支援金	、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金		

第二十四条 平成二十年度から平成二十九年度までの間において、市町村（特別区を含み、退職被保険者等所属市町村を除く。）次項において同じ。）について、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十四条第一項の規定により読み替えられた同令第二条、第四条及び第四条の二の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十一条第一項	法附則第二十二條	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第十六号）附則第八條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條
及び高齢者医療確保法の規定による	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（第	

<p>第四條第二 項第二号イ 及び第四條 の二第一項 第一号ロ(1)</p>	<p>及び病床轉換支援 金</p>	<p>、病床轉換支援金及び老人 保健医療費拠出金</p>	<p>病床轉換支援金（ 第四條第二項及び 第四條の二第一項 において「病床轉 換支援金」という 。） 四條第二項及び第四條の二 第一項において「病床轉換 支援金」という。）及び健 康保險法等の一部を改正す る法律（平成十八年法律第 八十三号）附則第三十八條 第一項の規定によりなおそ の効力を有するものとされ た同法第七條の規定による 改正前の老人保健法（昭和 五十七年法律第八十号）の 規定による医療費拠出金（ 第四條第二項及び第四條の 二第一項において「老人保 健医療費拠出金」という。）</p>
--	-----------------------	----------------------------------	--

第二十五條 平成二十八年度及び平成二十九年度において、退職被
保險者等所属市町村について、国民健康保險の国庫負担金等の算
定に関する政令附則第十四條第二項の規定により読み替えられた
、同令附則第四條の規定により読み替えられた同令第二條、第四

<p>第四條第二 項及び第四 條の二第一 項</p>	<p>及び病床轉換支援 金</p>	<p>、病床轉換支援金及び老人 保健医療費拠出金</p>	<p>病床轉換支援金（ 第四條第二項及び 第四條の二第一項 において「病床轉 換支援金」という 。） 四條第二項及び第四條の二 第一項において「病床轉換 支援金」という。）及び健 康保險法等の一部を改正す る法律（平成十八年法律第 八十三号）附則第三十八條 の規定によりなおその効力 を有するものとされた同法 第七條の規定による改正前 の老人保健法（昭和五十七 年法律第八十号）の規定に よる医療費拠出金（第四條 第二項及び第四條の二第一 項において「老人保健医療 費拠出金」という。）</p>
--	-----------------------	----------------------------------	---

第二十五條 平成二十年度において、退職被保險者等所属市町村に
ついて、国民健康保險の国庫負担金等の算定に関する政令附則第
十四條第二項の規定により読み替えられた、同令附則第四條の規
定により読み替えられた同令第二條、第四條及び第四條の二の規

条及び第四条の二の規定並びに同令附則第十四条第二項の規定により読み替えられた同令附則第三条の規定を適用する場合には、これらの上欄に掲げる規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二條第一 項</p>	<p>法附則第二十二條の規定により読み替えられた、</p>	<p>健康保險法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号。以下この項及び附則第三条において「改正令」という。）附則第九條の規定により読み替えられた、法附則第二十二條の規定により読み替えられた、</p>
<p>第二條第一 項第二号</p>	<p>及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）</p>	<p>、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）及び健康保險法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金（第四条第二項</p>

定並びに同令附則第十四条第二項の規定により読み替えられた同令附則第三条の規定を適用する場合には、これらの上欄に掲げる規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二條第一 項</p>	<p>法附則第二十二條の規定により読み替えられた、</p>	<p>健康保險法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号。以下この項及び附則第三条において「改正令」という。）附則第九條第一項の規定により読み替えられた、法附則第二十二條の規定により読み替えられた、</p>
<p>第二條第一 項第二号</p>	<p>及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）</p>	<p>、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）及び健康保險法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金（第四条第二項及び第</p>

附則第三条	第四号第二 項第二号イ 及び第四号 の二第一号 第一号ロ(1)			
法附則第二十二條	病床轉換支援金の額	病床轉換支援金の額及び病床轉換支援金の納付	病床轉換支援金の額並びに改正令附則第九條の規定により読み替えられた法	法附則第二十二條の規定により読み替えられた法
改正令附則第九條の規定に	病床轉換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額	、病床轉換支援金及び老人保健医療費拠出金の納付	病床轉換支援金の額並びに改正令附則第九條の規定により読み替えられた法附則第二十二條の規定により読み替えられた法	及び第四條の二第一項において「老人保健医療費拠出金」という。）

附則第三条	第四号第二 項及び第四 條の二第一 項			
法附則第二十二條	病床轉換支援金の額	病床轉換支援金の額及び病床轉換支援金の納付	病床轉換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（以下「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」という。）	法附則第二十二條の規定により読み替えられた法
改正令附則第九條第一項の	病床轉換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額	、病床轉換支援金及び老人保健医療費拠出金の納付	病床轉換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（以下「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」という。）	改正令附則第九條第一項の規定により読み替えられた法附則第二十二條の規定により読み替えられた法

第一項	の規定により読み替えられた法附則第七条第一項の	より読み替えられた、法附則第二十二条の規定により読み替えられた法附則第七条第一項の
附則第三条 第一項第一号	法附則第二十二条	改正令附則第九条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条
病床転換支援金の額	病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費 拠出金相当額	病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費 拠出金相当額
附則第三条 第二項	法附則第二十二条	改正令附則第九条の規定により読み替えられた、法附則第二十二条

(削る)

(削る)

第一項		規定により読み替えられた、法附則第二十二条
附則第三条 第二項	法附則第二十二条	改正令附則第九条第一項の規定により読み替えられた、法附則第二十二条
病床転換支援金の額	病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費 拠出金相当額	病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費 拠出金相当額

- 2 | 平成二十一年度において、退職被保険者等所属市町村について、前項に規定する国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定を適用する場合には、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表中「附則第九条第一項」とあるのは、「附則第九条第二項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。
- 3 | 平成二十二年度において、退職被保険者等所属市町村について

(削る)

(削る)

(老人保健拠出金に関する国家公務員共済組合法施行令の規定の適用)

第二十六条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、国家公務員共済組合法施行令第二十二条第一項の規定を適用する場合には、同項中「費用」とあるのは「費用（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七十八条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十

、第一項に規定する国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定を適用する場合には、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表中「附則第九条第一項」とあるのは、「附則第九条第三項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

4 平成二十三年度において、退職被保険者等所属市町村について、第一項に規定する国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定を適用する場合には、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表中「附則第九条第一項」とあるのは、「附則第九条第四項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

5 平成二十四年度から平成二十九年度までの間において、退職被保険者等所属市町村について、第一項に規定する国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定を適用する場合には、同項の規定を準用する。この場合において、同項の表中「附則第九条第一項」とあるのは、「附則第九条第五項において準用する同条第四項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(老人保健拠出金に関する国家公務員共済組合法施行令の規定の適用)

第二十六条 平成二十年度から平成二十九年度までの間において、国家公務員共済組合法施行令第二十二条第一項の規定を適用する場合には、同項中「費用」とあるのは「費用（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七十八条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十

号)の規定による拠出金(以下この項において「老人保健拠出金」という。)並びに」と、「における前期高齢者納付金等」とあるのは「における老人保健拠出金並びに前期高齢者納付金等」とする。

(老人保健拠出金に関する地方公務員等共済組合法施行令の規定の適用)

第二十七条 平成二十八年度及び平成二十九年度において、地方公務員等共済組合法施行令第二十八条第一項、第二十八条の二第一項及び附則第三十条の二の規定を適用する場合には、同令第二十八条第一項中「当該事業年度における」とあるのは「当該事業年度における老人保健拠出金(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金をいう。次条第一項及び附則第三十条の二において同じ。)、」と、同令第二十八条の二第一項及び附則第三十条の二中「前期高齢者納付金等」とあるのは「老人保健拠出金、前期高齢者納付金等」とする。

号)の規定による拠出金(以下この項において「老人保健拠出金」という。)並びに」と、「における前期高齢者納付金等」とあるのは「における老人保健拠出金並びに前期高齢者納付金等」とする。

(老人保健拠出金に関する地方公務員等共済組合法施行令の規定の適用)

第二十七条 平成二十年度から平成二十九年度までの間において、地方公務員等共済組合法施行令第二十八条第一項、第二十八条の二第一項及び附則第三十条の二の規定を適用する場合には、同令第二十八条第一項中「当該事業年度における」とあるのは「当該事業年度における老人保健拠出金(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金をいう。次条第一項及び附則第三十条の二において同じ。)、」と、同令第二十八条の二第一項及び附則第三十条の二中「前期高齢者納付金等」とあるのは「老人保健拠出金、前期高齢者納付金等」とする。

○ 健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第三条（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（都道府県単位保険料率に係る経過措置の期限）</p> <p>第四条 平成十八年健保法等改正法附則第三十一条の政令で定める日は、平成三十二年三月三十一日とする。</p> <p>（都道府県単位保険料率の変更における調整）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>附 則</p> <p>第三条（略）</p> <p>第四条及び第五条 削除</p> <p>（新設）</p> <p>（都道府県単位保険料率の変更における調整）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（短期給付に係る国家公務員共済組合法施行令の準用）</p> <p>第六条 法第二十条第一項に規定する短期給付については、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の二、第十一条の三の四、第十一条の三の五、第十一条の三の六（第十二項を除く。）、第十一条の三の六の二（第一項第二号及び第四号並びに第四項を除く。）、第十一条の三の六の三（第四項を除く。）、第十一条の三の六の四第一項及び第三項、第十一条の三の七から第十一条の三の九まで、第十一条の四、附則第三十四条の三並びに附則第三十四条の四の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同令第十一条の三の二第一項、第十一条の三の四第一項第二号、第四項各号、第八項及び第九項、第十一条の三の五第一項第五号、第三項第四号及び第九項、第十一条の三の六第九項から第十一項まで、第十一条の三の六の二、第十一条の三の六の三第一項第五号、第二項第四号、第三項、第五項の表及び第六項、第十一条の三の六の四第一項、第十一条の三の八の二第一号、第十一条の三の九、附則第三十四条の三並びに附則第三十四条の四の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「法」とあるのは「私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法」と、「組合」とあるのは「事業団」と、「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（短期給付に係る国家公務員共済組合法施行令の準用）</p> <p>第六条 法第二十条第一項に規定する短期給付については、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の二、第十一条の三の四、第十一条の三の五、第十一条の三の六（第十二項を除く。）、第十一条の三の六の二（第一項第二号及び第四号並びに第四項を除く。）、第十一条の三の六の三（第四項を除く。）、第十一条の三の六の四第一項及び第三項、第十一条の三の七から第十一条の三の九まで、第十一条の四、附則第三十四条の三並びに附則第三十四条の四の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同令第十一条の三の二第一項、第十一条の三の四第一項第二号、第四項各号、第八項及び第九項、第十一条の三の五第一項第五号、第三項第四号及び第九項、第十一条の三の六第九項から第十一項まで、第十一条の三の六の二、第十一条の三の六の三第一項第五号、第二項第四号、第三項、第五項の表及び第六項、第十一条の三の六の四第一項、第十一条の三の九、附則第三十四条の三並びに附則第三十四条の四の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「法」とあるのは「私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法」と、「組合」とあるのは「事業団」と、「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十一 条の二 の八の二 第一号	法第六十六 条第二項	私立学校教職員共済法第二十五条 において準用する法第六十六条第 二項	(略)	(略)	(略)
第十一 条の三 の九第一 項及び第二 項	法第六十六 条第八項	私立学校教職員共済法第二十五条 において準用する法第六十六条第 八項	(略)	(略)	(略)
第十一 条の三 の九第三 項	法第六十六 条第十二項	私立学校教職員共済法第二十五条 において準用する法第六十六条第 十二項	(略)	(略)	(略)
第十一 条の四 第四第二 項第一号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(任意継続加入者の標準報酬月額及び標準報酬日額)
第十二条 任意継続加入者については、次の各号に掲げる額のうち
いずれか少ない額をその者の標準報酬月額と、当該標準報酬月額

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十一 条の三 の九第一 項及び第二 項	法第六十六 条第六項	私立学校教職員共済法第二十五条 において準用する法第六十六条第 六項	(略)	(略)	(略)
第十一 条の三 の九第三 項	法第六十六 条第十項	私立学校教職員共済法第二十五条 において準用する法第六十六条第 十項	(略)	(略)	(略)
第十一 条の四 第四第一 項第一号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(任意継続加入者の標準報酬月額及び標準報酬日額)
第十二条 任意継続加入者については、次の各号に掲げる額のうち
いずれか少ない額をその者の標準報酬月額と、当該標準報酬月額

の二十二分の一に相当する金額をその者の標準報酬日額とみなす。

一 任意継続加入者の退職時の標準報酬月額

二 前年（一月から三月までの標準報酬月額にあつては、前々年の九月三十日における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての加入者の同月の標準報酬月額の平均額（当該平均額の範囲内において共済規程で定めた額があるときは、当該共済規程で定めた額）を法第二十二條第一項の規定による標準報酬月額

の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

（特例退職加入者に係る短期給付の支給の特例）
第二十六條 特例退職加入者に係る法第二十五條において準用する組合法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(削る)		

の二十二分の一に相当する金額をその者の標準報酬日額とみなす。

一 任意継続加入者の退職時の標準報酬月額（加入者期間、退職時の年齢その他これらに準ずる事項につき文部科学大臣が定める要件を備える任意継続加入者については、当該退職時の標準報酬月額からその額に文部科学大臣の定める割合の範囲内において共済規程で定める割合を乗じて得た額を控除した額）

二 毎年一月一日（一月から三月までの標準報酬月額にあつては、前年の一月一日）における短期給付に関する規定の適用を受ける加入者（任意継続加入者を除く。）の標準報酬月額の合計額を当該加入者の総数で除して得た額

（特例退職加入者に係る短期給付の支給の特例）

第二十六條 特例退職加入者に係る法第二十五條において準用する組合法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六十七條 第二項	退職後六月 以内	特例退職加入者の資格を喪失した 日から起算して六月以内
	退職後出産 する	特例退職加入者の資格喪失後出産 する

2	(略)
	(略)
	(略)
2	(略)
	(略)
	(略)

改 正 案	現 行
<p>（高額療養費の支給要件及び支給額）</p> <p>第十一条の三の四 高額療養費は、同一の月における次に掲げる金額を合算した金額から次項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した金額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額とする。</p> <p>一 組合員（法第五十九条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。以下この条から第十一条の三の六まで及び附則第三十四条の三第八項において同じ。）又はその被扶養者（法第五十九条第一項又は第二項の規定により支給される家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む。以下この条から第十一条の三の六まで及び附則第三十四条の三において同じ。）が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下「病院等」という。）から受けた療養（法第五十四条第二項第一号に規定する食事療養（第八項及び第九項において「食事療養」という。）及び同条第二項第二号に規定する生活療養（第八項及び第九項において「生活療養」という。）並びに当該組合員又はその被扶養者が第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項から第五項まで、第十一条の三の六第一項、第三項及び第五項並びに第十一条の三の六の二並びに附則第三十四条の第</p>	<p>（高額療養費の支給要件及び支給額）</p> <p>第十一条の三の四 高額療養費は、同一の月における次に掲げる金額を合算した金額から次項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した金額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額とする。</p> <p>一 組合員（法第五十九条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。以下この条から第十一条の三の六まで及び附則第三十四条の三第八項において同じ。）又はその被扶養者（法第五十九条第一項又は第二項の規定により支給される家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む。以下この条から第十一条の三の六まで及び附則第三十四条の三において同じ。）が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下「病院等」という。）から受けた療養（法第五十四条第二項第一号に規定する食事療養（第八項及び第九項において「食事療養」という。）及び同条第二項第二号に規定する生活療養（第八項及び第九項において「生活療養」という。）並びに当該組合員又はその被扶養者が第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項から第五項まで、第十一条の三の六第一項、第三項及び第五項並びに第十一条の三の六の二並びに附則第三十四条の三</p>

一項、第二項及び第八項において同じ。)であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからへまでに掲げる金額(七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円(次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円)以上のものに限る。)を合算した金額

イ (略)

ロ 当該療養が法第五十四条第二項第三号に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号に規定する選定療養を含む場合における法第五十五条第二項又は第三項に規定する一部負担金(法第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)の額に法第五十五条の五第二項第一号の規定により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額を加えた金額

ハ〜ヘ (略)

二 (略)

2〜9 (略)

(傷病手当金と障害手当金等との併給調整)

第十一条の三の八の二 法第六十六条第七項ただし書に規定する政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する政令で定める額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 傷病手当金合計額(厚

第一項、第二項及び第八項において同じ。)であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからへまでに掲げる金額(七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円(次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円)以上のものに限る。)を合算した金額

イ (略)

ロ 当該療養が法第五十四条第二項第三号に規定する評価療養又は同項第四号に規定する選定療養を含む場合における法第五十五条第二項又は第三項に規定する一部負担金(法第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)の額に法第五十五条の五第二項第一号の規定により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額を加えた金額

ハ〜ヘ (略)

二 (略)

2〜9 (略)

(新設)

生年金保険法による障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合は法第六十六条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。）から障害手当金の額を控除した額

二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第六十六条第二項の規定により算定される額から出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 法第六十六条第二項の規定により算定される額から当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第六十六条第二項の規定により算定される額から報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

（傷病手当金と退職老齢年金給付との調整）

第十一条の三の九 法第六十六条第八項に規定する政令で定める要

（傷病手当金と退職老齢年金給付との調整）

第十一条の三の九 法第六十六条第六項に規定する政令で定める要

件は、健康保険法第百三十五条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けることができる日雇特例被保険者（同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者をいい、当該日雇特例被保険者であった者を含む。）でないこととする。

2 法第六十六条第八項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）とする。

一〇九（略）

3 法第六十六条第十二項の規定により厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百条の十第 二項	(略)		(略)
	前項各号に掲げる事務の全部又は一部	国家公務員共済組合法第六十六条第十一項に規定する資料の提供に係る事務（以下「資料の提供に係る事務」という。）	
第百条の十第 三項	前二項	(略)	国家公務員共済組合法第六十六条第十一項及び同条第十二項において準用する前項

件は、健康保険法第百三十五条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けることができる日雇特例被保険者（同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者をいい、当該日雇特例被保険者であった者を含む。）でないこととする。

2 法第六十六条第六項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）とする。

一〇九（略）

3 法第六十六条第十項の規定により厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百条の十第 二項	(略)		(略)
	前項各号に掲げる事務の全部又は一部	国家公務員共済組合法第六十六条第九項に規定する資料の提供に係る事務（以下「資料の提供に係る事務」という。）	
第百条の十第 三項	前二項	(略)	国家公務員共済組合法第六十六条第九項及び同条第十項において準用する前項

(略)

(略)

(傷病手当金等と報酬との調整に係る基準額)

第十一条の四 法第六十九条第一項に規定する政令で定める金額は次に掲げる金額とする。

一 傷病手当金の額が当該傷病手当金を受ける者の受ける報酬の額以下である場合には、当該傷病手当金の額

二 (略)

2 法第六十九条第二項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合には、当該出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額

二 前号の場合以外の場合には、支給を受ける報酬の額

(任意継続組合員の標準報酬の月額及び標準報酬の日額)

第四十九条の二 任意継続組合員の標準報酬の月額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とし、その額の二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をもつてその者の標準報酬の日額(法第五十二条に規定する標準報酬の日額をいう。以下同じ。)とする。

(略)

(略)

(傷病手当金等と報酬との調整に係る基準額)

第十一条の四 法第六十九条に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合には、当該傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額

二 (略)

2 傷病手当金の額が法第六十六条第四項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるものである場合における当該傷病手当金については、前項中「報酬の額」とあるのは、「報酬の額から法第六十六条第四項又は第五項の規定の適用がないものとした場合に支給される傷病手当金の額と同条第四項ただし書又は第五項ただし書の規定により支給される傷病手当金の額との差額(当該差額が当該報酬の額を超えるときは、当該報酬の額)を控除した額」として、同項の規定を適用する。

(任意継続組合員の標準報酬の月額及び標準報酬の日額)

第四十九条の二 任意継続組合員の標準報酬の月額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とし、その額の二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をもつてその者の標準報酬の日額(法第五十二条に規定する標準報酬の日額をいう。以下同じ。)とする。

一 任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額

二 前年（一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前々年）の九月三十日における当該任意継続組合員の属する組合の短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員の同月の標準報酬の月額（当該平均額の範囲内において組合の定款で定めた額があるときは、当該定款で定めた額）を法第四十条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額

附 則

（特例退職組合員に係る短期給付の特例）

第六条の二の六 特例退職組合員に係る法第五十二条、第五十四条第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項、第五十六条の二第一項、第五十九条第一項、第六十一条第二項、第六十三条第一項、第六十四条又は第六十七条の規定の適用については、法第五十二条中「（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日）」とあるのは、「（給付事由が特例退職組合員の資格を喪失した後に生じた場合には、特例退職組合員の資格を喪失した日の前日）」と、法第五十四条第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項及び第五十六条の二第一項中「公務によらない病気又は負傷」

一 任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額（組合員期間、退職時の年齢、その他これらに準ずる事項につき財務大臣が定める要件を備える任意継続組合員については、当該標準報酬の月額からその額に財務大臣の定める割合の範囲内において組合の定款で定める割合を乗じて得た額を控除した額を法第四十条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定により求めた標準報酬の月額）

二 毎年一月一日（一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日）における当該任意継続組合員の属する組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員（任意継続組合員を除く。）の標準報酬の月額の合計額を当該組合員の総数で除して得た額を法第四十条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定により求めた標準報酬の月額

附 則

（特例退職組合員に係る短期給付の特例）

第六条の二の六 特例退職組合員に係る法第五十二条、第五十四条第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項、第五十六条の二第一項、第五十九条第一項、第六十一条第二項、第六十三条第一項、第六十四条又は第六十七条の規定の適用については、法第五十二条中「（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日）」とあるのは、「（給付事由が特例退職組合員の資格を喪失した後に生じた場合には、特例退職組合員の資格を喪失した日の前日）」と、法第五十四条第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項及び第五十六条の二第一項中「公務によらない病気又は負傷」

とあるのは「公務によらない病気又は負傷（特例退職組合員となつた後における病気及び負傷を含む。）」と、法第五十九条第一項中「退職した」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した」と、法第六十一条第二項中「退職後六月以内」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内」と、「退職後出産する」とあるのは「特例退職組合員の資格喪失後出産する」と、法第六十三条第一項中「公務によらないで死亡した」とあるのは「公務によらない死亡（特例退職組合員となつた後における死亡を含む。）をした」と、法第六十四条中「退職後三月以内」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して三月以内」と、「退職後死亡する」とあるのは「特例退職組合員の資格喪失後死亡する」と、法第六十七条第一項中「勤務」とあるのは「労務」と、同条第三項中「退職した」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した」とする。

とあるのは「公務によらない病気又は負傷（特例退職組合員となつた後における病気及び負傷を含む。）」と、法第五十九条第一項中「退職した」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した」と、法第六十一条第二項中「退職後六月以内」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内」と、「退職後出産する」とあるのは「特例退職組合員の資格喪失後出産する」と、法第六十三条第一項中「公務によらないで死亡した」とあるのは「公務によらない死亡（特例退職組合員となつた後における死亡を含む。）をした」と、法第六十四条中「退職後三月以内」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して三月以内」と、「退職後死亡する」とあるのは「特例退職組合員の資格喪失後死亡する」と、法第六十七条第一項中「勤務」とあるのは「労務」と、同条第二項中「退職した」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した」とする。

改 正 案	現 行
<p>（高額療養費の支給要件及び支給額）</p> <p>第二十三条の三の三 高額療養費は、同一の月における次に掲げる金額を合算した金額から次項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した金額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額とする。</p> <p>一 組合員（法第六十一条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。以下この条から第二十三条の三の五まで及び附則第五十二条の五第八項において同じ。）又はその被扶養者（法第六十一条第一項又は第二項の規定により支給される家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む。以下この条から第二十三条の三の五まで及び附則第五十二条の五において同じ。）が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下「病院等」という。）から受けた療養（法第五十六条第二項第一号に規定する食事療養（第八項及び第九項において「食事療養」という。）及び同条第二項第二号に規定する生活療養（第八項及び第九項において「生活療養」という。）並びに当該組合員又はその被扶養者が第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項から第五項まで、第二十三条の三の五第一項、第三項及び第五項並びに第二十三条の三の六並びに附則第五十二条</p>	<p>（高額療養費の支給要件及び支給額）</p> <p>第二十三条の三の三 高額療養費は、同一の月における次に掲げる金額を合算した金額から次項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した金額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額とする。</p> <p>一 組合員（法第六十一条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。以下この条から第二十三条の三の五まで及び附則第五十二条の五第八項において同じ。）又はその被扶養者（法第六十一条第一項又は第二項の規定により支給される家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む。以下この条から第二十三条の三の五まで及び附則第五十二条の五において同じ。）が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下「病院等」という。）から受けた療養（法第五十六条第二項第一号に規定する食事療養（第八項及び第九項において「食事療養」という。）及び同条第二項第二号に規定する生活療養（第八項及び第九項において「生活療養」という。）並びに当該組合員又はその被扶養者が第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項から第五項まで、第二十三条の三の五第一項、第三項及び第五項並びに第二十三条の三の六並びに附則第五十二条</p>

の五第一項、第二項及び第八項において同じ。)であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからへまでに掲げる金額(七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円(次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円)以上のものに限る。)を合算した金額

イ (略)

ロ 当該療養が法第五十六条第二項第三号に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号に規定する選定療養を含む場合における法第五十七条第二項又は第三項に規定する一部負担金(法第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)の額に法第五十七条の五第二項第一号の規定により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額を加えた金額

ハ〜ヘ (略)

二 (略)

2〜9 (略)

(傷病手当金と障害手当金等との併給調整)

第二十三条の五の二 法第六十八条第七項ただし書に規定する政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する政令で定める額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 傷病手当金合計額(厚

の五第一項、第二項及び第八項において同じ。)であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからへまでに掲げる金額(七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円(次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円)以上のものに限る。)を合算した金額

イ (略)

ロ 当該療養が法第五十六条第二項第三号に規定する評価療養又は同項第四号に規定する選定療養を含む場合における法第五十七条第二項又は第三項に規定する一部負担金(法第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)の額に法第五十七条の五第二項第一号の規定により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額を加えた金額

ハ〜ヘ (略)

二 (略)

2〜9 (略)

(新設)

生年金保険法による障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合は法第六十八条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。）から障害手当金の額を控除した額

二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第六十八条第二項の規定により算定される額から出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 法第六十八条第二項の規定により算定される額から当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第六十八条第二項の規定により算定される額から報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

（傷病手当金と退職老齢年金給付との調整）

第二十三条の六 法第六十八条第八項に規定する政令で定める要件

（傷病手当金と退職老齢年金給付との調整）

第二十三条の六 法第六十八条第六項に規定する政令で定める要件

は、健康保険法第百三十五条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けることができる日雇特例被保険者（同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者をいい、当該日雇特例被保険者であった者を含む。）でないこととする。

2 法第六十八条第八項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）とする。

一 九（略）

（傷病手当金等と報酬との調整に係る基準額）

第二十四条 法第七十一条第一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 傷病手当金の額が当該傷病手当金を受ける者の受ける報酬の額以下である場合 当該傷病手当金の額

二 前号に掲げる場合以外の場合 その者が支給を受ける報酬の額

2 法第七十一条第二項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合 当該出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額

二 前号に掲げる場合以外の場合 その者が支給を受ける報酬の額

は、健康保険法第百三十五条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けることができる日雇特例被保険者（同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者をいい、当該日雇特例被保険者であった者を含む。）でないこととする。

2 法第六十八条第六項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付（その全額につき支給を停止されているものを除く。）とする。

一 九（略）

（傷病手当金等と報酬との調整に係る基準額）

第二十四条 法第七十一条に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合には、当該傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額

二 前号の場合以外の場合には、その者が支給を受ける報酬の額

2 傷病手当金の額が法第六十八条第四項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるものである場合における前項の規定の適用については、同項各号中「報酬の額」とあるのは、「報酬の額から法第六十八条第四項又は第五項の規定の適用がないものとした場合に支給される傷病手当金の額と同条第四項ただし書又は第五項ただし書の規定により支給される傷病手当金の額との差額（当該差額が当該報酬の額を超えるときは、当該報酬の額）を控除した額」とする。

(任意継続組合員の標準報酬の月額及び標準報酬の日額)

第四十六条の二 任意継続組合員の標準報酬の月額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とし、その額の二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をもつてその者の標準報酬の日額とする。

一 任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額

二 前年(一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前々年)の九月三十日における任意継続組合員の属する組合の短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員の同月の標準報酬の月額の平均額(当該平均額の範囲内において組合の定款で定めた額があるときは、当該定款で定めた額)を法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額

附則

(特例退職組合員に係る短期給付の特例)

第三十条の二の十一 特例退職組合員に係る法第五十四条の二、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十五条第一項、第六十六条及び第六十九条の規定の適用については

(任意継続組合員の標準報酬の月額及び標準報酬の日額)

第四十六条の二 任意継続組合員の標準報酬の月額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とし、その額の二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をもつてその者の標準報酬の日額とする。

一 任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額(組合員期間、退職時の年齢、その他これらに準ずる事項につき総務大臣が定める要件を備える任意継続組合員については、当該標準報酬の月額からその額に総務大臣の定める割合の範囲内において組合の定款で定める割合を乗じて得た額を控除した額を法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定により定めた標準報酬の月額)

二 毎年一月一日(一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日)における任意継続組合員の属する組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員(任意継続組合員を除く。)の標準報酬の月額の合計額を当該組合員の総数で除して得た額を法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定により定めた標準報酬の月額

附則

(特例退職組合員に係る短期給付の特例)

第三十条の二の十一 特例退職組合員に係る法第五十四条の二、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十五条第一項、第六十六条及び第六十九条の規定の適用については

、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十四條 の二	退職後に生じた場合には、退職の日	附則第十八條第三項に規定する特例退職組合員（以下第六十九條までにおいて「特例退職組合員」という。）の資格を喪失した後に生じた場合には、特例退職組合員の資格を喪失した日の前日
(略)	(略)	(略)
第三項 第六十九條	(略)	(略)

、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十四條 の二	退職後に生じた場合には、退職の日	附則第十八條第三項に規定する特例退職組合員（以下第六十九條第二項までにおいて「特例退職組合員」という。）の資格を喪失した後に生じた場合には、特例退職組合員の資格を喪失した日の前日
(略)	(略)	(略)
第二項 第六十九條	(略)	(略)

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（療養の範囲） 第十七条の三（略）</p> <p>2 次に掲げる療養は、前項に規定する療養の範囲に含まれないものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号に掲げる療養（以下「評価療養」という。）<u>、</u>同項第四号に掲げる療養（以下「患者申出療養」という。）<u>、</u>及び同項第五号に掲げる療養（以下「選定療養」という。）</p> <p>3（略）</p> <p>（保険外併用療養費） 第十七条の四の五 自衛官等が第十七条の四第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（高額療養費の支給要件及び支給額） 第十七条の六 高額療養費は、同一の月における次に掲げる金額を合算した金額から国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の四第二項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した金額（以下この項にお</p>	<p>（療養の範囲） 第十七条の三（略）</p> <p>2 次に掲げる療養は、前項に規定する療養の範囲に含まれないものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号に掲げる療養（以下「評価療養」という。）<u>、</u>及び同項第四号に掲げる療養（以下「選定療養」という。）</p> <p>3（略）</p> <p>（保険外併用療養費） 第十七条の四の五 自衛官等が第十七条の四第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（高額療養費の支給要件及び支給額） 第十七条の六 高額療養費は、同一の月における次に掲げる金額を合算した金額から国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の四第二項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した金額（以下この項にお</p>

いて「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額に、同一の月における自衛官等（第十七条の七第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。以下この項から第十七条の六の五までにおいて同じ。）に係る次に掲げる金額を合算した金額が一部負担金等世帯合算額に占める割合を乗じて得た金額とする。

一 自衛官等又は自衛官、自衛官候補生、学生若しくは生徒の被扶養者（以下「自衛官被扶養者」という。）（国家公務員共済組合法第五十九条第一項又は第二項の規定により支給される家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む。以下この項において同じ。）が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下この条及び第十七条の六の四第一項第一号において「病院等」という。）から受けた療養（食事療養、生活療養、当該自衛官等が第四項の規定に該当する場合における同項に規定する療養及び当該自衛官被扶養者が国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項及び第十七条の六の四において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからへまでに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円（国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

イ（略）

ロ 当該療養が評価療養、患者申出療養又は選定療養を含む場

いて「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額に、同一の月における自衛官等（第十七条の七第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。以下この項から第十七条の六の五までにおいて同じ。）に係る次に掲げる金額を合算した金額が一部負担金等世帯合算額に占める割合を乗じて得た金額とする。

一 自衛官等又は自衛官、自衛官候補生、学生若しくは生徒の被扶養者（以下「自衛官被扶養者」という。）（国家公務員共済組合法第五十九条第一項又は第二項の規定により支給される家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む。以下この項において同じ。）が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下この条及び第十七条の六の四第一項第一号において「病院等」という。）から受けた療養（食事療養、生活療養、当該自衛官等が第四項の規定に該当する場合における同項に規定する療養及び当該自衛官被扶養者が国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項及び第十七条の六の四において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからへまでに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円（国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

イ（略）

ロ 当該療養が評価療養又は選定療養を含む場合における第十

合における第十七条の四第二項に規定する一部負担金（第十
七条の四の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減
額された一部負担金）の額に第十七条の四の五第二項第一号
の規定により算定した費用の額から当該療養に要した費用に
つき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額
を控除した金額を加えた金額

ハ〜ヘ（略）

二（略）

2
5
（略）

七条の四第二項に規定する一部負担金（第十七条の四の二第
一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負
担金）の額に第十七条の四の五第二項第一号の規定により算
定した費用の額から当該療養に要した費用につき保険外併用
療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額
を加えた金額

ハ〜ヘ（略）

二（略）

2
5
（略）

改 正 案	現 行
<p>（非課税となる資金の貸付けに関する文書の範囲）</p> <p>第三十一条 法別表第三に規定する船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める資金の貸付けに関する文書のうち政令で定めるものは、次に掲げる文書とする。</p> <p>一 船員保険法<u>第百十一条第三項</u>（保健事業及び福祉事業）に規定する資金の貸付け（同法第八十三条第一項（高額療養費）又は第七十三条第一項（出産育児一時金）若しくは第八十一条（家族出産育児一時金）の規定により高額療養費又は出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金（以下この号において「療養費等」という。）が支給されるまでの間において行われる当該療養費等の支給に係る療養又は出産のため必要な費用に係る資金の貸付けに限る。）<u>）</u> に関して作成する文書</p> <p>二 国民健康保険法<u>第八十二条第三項</u>（保健事業）に規定する資金の貸付け（同法第五十七条の二第一項（高額療養費）又は第五十八条第一項（その他の給付）の規定により高額療養費又は出産育児一時金（以下この号において「療養費等」という。）が支給されるまでの間において行われる当該療養費等の支給に係る療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けに限る。）<u>）</u> に関して作成する文書</p>	<p>（非課税となる資金の貸付けに関する文書の範囲）</p> <p>第三十一条 法別表第三に規定する船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める資金の貸付けに関する文書のうち政令で定めるものは、次に掲げる文書とする。</p> <p>一 船員保険法<u>第百十一条第二項</u>（保健事業及び福祉事業）に規定する資金の貸付け（同法第八十三条第一項（高額療養費）又は第七十三条第一項（出産育児一時金）若しくは第八十一条（家族出産育児一時金）の規定により高額療養費又は出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金（以下この号において「療養費等」という。）が支給されるまでの間において行われる当該療養費等の支給に係る療養又は出産のため必要な費用に係る資金の貸付けに限る。）<u>）</u> に関して作成する文書</p> <p>二 国民健康保険法<u>第八十二条第二項</u>（保健事業）に規定する資金の貸付け（同法第五十七条の二第一項（高額療養費）又は第五十八条第一項（その他の給付）の規定により高額療養費又は出産育児一時金（以下この号において「療養費等」という。）が支給されるまでの間において行われる当該療養費等の支給に係る療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けに限る。）<u>）</u> に関して作成する文書</p>

○ 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（年金特別会計における特別保健福祉事業の範囲） 第十五条（略）</p> <p>2 法附則第三十二条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、健康保険法第五十条第一項及び第三項に定める健康保険事業の保健事業及び福祉事業（被保険者及びその被扶養者の療養又は出産のために必要な費用に係る資金の貸付けを除く。）のうち、国民の高齢期における健康の保持及び適切な医療の確保を図るために行うものに係る財政上の措置とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（年金特別会計における特別保健福祉事業の範囲） 第十五条（略）</p> <p>2 法附則第三十二条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、健康保険法第五十条第一項及び第二項に定める健康保険事業の保健事業及び福祉事業（被保険者及びその被扶養者の療養又は出産のために必要な費用に係る資金の貸付けを除く。）のうち、国民の高齢期における健康の保持及び適切な医療の確保を図るために行うものに係る財政上の措置とする。</p>

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）（抄）（第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行						
<p>（改正前国共済法による職域加算額の受給権を有する者に係る改正後国共済法等の規定の適用）</p> <p>第十四条 改正前国共済法による職域加算額の受給権を有する者については、<u>国家公務員共済組合法第六十六條第六項及び第九項から第十二項まで</u>、改正後国共済法第三百三条から第七條まで及び別表第二並びに平成二十四年一元化法附則第三十九條及び第四十條第一項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="199 246 694 1075"> <tr> <td data-bbox="534 246 694 459"> <u>国家公務員共済組合法第六十六條第六項</u> </td> <td data-bbox="534 459 694 694"> による障害厚生年金 </td> <td data-bbox="534 694 694 1075"> による障害厚生年金及び旧職域加算障害給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六條第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由と </td> </tr> </table>	<u>国家公務員共済組合法第六十六條第六項</u>	による障害厚生年金	による障害厚生年金及び旧職域加算障害給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六條第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由と	<p>（改正前国共済法による職域加算額の受給権を有する者に係る改正後国共済法等の規定の適用）</p> <p>第十四条 改正前国共済法による職域加算額の受給権を有する者については、<u>改正後国共済法第六十六條第四項及び第七項から第十項まで</u>、第三百三条から第七條まで並びに別表第二並びに平成二十四年一元化法附則第三十九條及び第四十條第一項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="199 1176 694 2016"> <tr> <td data-bbox="534 1176 694 1388"> <u>改正後国共済法第六十六條第四項</u> </td> <td data-bbox="534 1388 694 1624"> による障害厚生年金 </td> <td data-bbox="534 1624 694 2016"> による障害厚生年金及び旧職域加算障害給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六條第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由と </td> </tr> </table>	<u>改正後国共済法第六十六條第四項</u>	による障害厚生年金	による障害厚生年金及び旧職域加算障害給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六條第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由と
<u>国家公務員共済組合法第六十六條第六項</u>	による障害厚生年金	による障害厚生年金及び旧職域加算障害給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六條第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由と					
<u>改正後国共済法第六十六條第四項</u>	による障害厚生年金	による障害厚生年金及び旧職域加算障害給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六條第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由と					

(略)	国家公務員共済組合法第六十六條第九項	障害厚生年金	国家公務員共済組合法第六十六條第六項ただし書					
(略)	、第七項の障害手当金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付	(略)	第六項	前三項				
(略)	の支給状況につき、これらの年金である給付	(略)	同項	第六項				するものをいう。以下この項及び第九項において同じ。

(略)	改正後国共済法第六十六條第七項	障害厚生年金の額	改正後国共済法第六十六條第七項					
(略)	、第五項の障害手当金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付	(略)	第四項	前三項	障害厚生年金の支給	障害厚生年金の額	(当該障害厚生年金)	
(略)	の支給状況につき、これらの年金である給付	(略)	同項	第四項	障害厚生年金及び当該旧職域加算障害給付の支給	障害厚生年金の額及び当該旧職域加算障害給付の額	及び旧職域加算障害給付の額(当該障害厚生年金及び当該旧職域加算障害給付)	するものをいう。以下この項及び第七項において同じ。

2 前項の規定により同項に規定する国家公務員共済組合法第六十六
条第十二項の規定を適用する場合には、国家公務員共済組合法
施行令第十一条の三の九第三項の規定を適用する。

3
(略)

2 前項の規定により同項に規定する改正後国共済法第六十六条第
十項の規定を適用する場合には、改正後国共済令第十一条の三の
九第三項の規定を適用する。

3
(略)

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄）（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行						
<p>（改正前地共済法による職域加算額に係る改正後地共済法等の規定の適用）</p> <p>第十三条 改正前地共済法による職域加算額の受給権を有する者については、改正後地共済法第四十八条の規定、地方公務員等共済組合法第六十八条第六項及び第九項の規定、改正後地共済法第一百七十七条から第二百一十一条まで及び別表第二の規定並びに平成二十四年一元化法附則第六十三条及び第六十四条第一項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="199 246 651 1079"> <tr> <td data-bbox="199 246 651 459">地方公務員等共済組合法第六十八条第六項</td> <td data-bbox="199 459 651 689">同じ</td> <td data-bbox="199 689 651 1079">同じ。及び旧職域加算障害給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害</td> </tr> </table>	地方公務員等共済組合法第六十八条第六項	同じ	同じ。及び旧職域加算障害給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害	<p>（改正前地共済法による職域加算額に係る改正後地共済法等の規定の適用）</p> <p>第十三条 改正前地共済法による職域加算額の受給権を有する者については、改正後地共済法第四十八条、第六十八条第四項及び第七項から第十項まで、第一百七十七条から第二百一十一条まで並びに別表第二の規定並びに平成二十四年一元化法附則第六十三条及び第六十四条第一項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="199 1182 651 2016"> <tr> <td data-bbox="199 1182 651 1395">改正後地共済法第六十八条第四項</td> <td data-bbox="199 1395 651 1626">同じ</td> <td data-bbox="199 1626 651 2016">同じ。及び旧職域加算障害給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害</td> </tr> </table>	改正後地共済法第六十八条第四項	同じ	同じ。及び旧職域加算障害給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害
地方公務員等共済組合法第六十八条第六項	同じ	同じ。及び旧職域加算障害給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害					
改正後地共済法第六十八条第四項	同じ	同じ。及び旧職域加算障害給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害					

(略)	地方公務員等 共済組合法第 六十八条第六 項ただし書							
(略)	障害厚生年金	前二項	第六項	(略)	、第七項の障害 手当金又は前項 の退職老齢年金 給付の支給状況 につき、退職老 齢年金給付			
(略)	障害厚生年金及び旧職域加 算障害給付	第六項	同項	(略)	の支給状況につき、これら の年金である給付			を給付事由とするものをい う。以下この項及び第九項 において同じ

(略)	改正後地共済 法第六十八条 第七項							
(略)	(当該障害厚生 年金)	障害厚生年金の 額	前三項	第四項	(略)	、第五項の障害 手当金又は前項 の退職老齢年金 給付の支給状況 につき、退職老 齢年金給付		
(略)	及び旧職域加算障害給付の 額(当該障害厚生年金及び 旧職域加算障害給付	障害厚生年金の額及び当該 旧職域加算障害給付の額	第四項	同項	(略)	の支給状況につき、これら の年金である給付		を給付事由とするものをい う。以下この項及び第七項 において同じ

2 (略)

2 (任意継続組合員に係る標準報酬の月額等に関する経過措置)
第七十二条 (略)

2 (略)

3 改正後地共済令第四十八条第三項の規定は、施行日以後に退職した任意継続組合員について適用し、施行日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。この場合において、施行日前に退職した任意継続組合員の平成二十八年四月分以後の任意継続掛金に係る改正前地共済令第四十八条第三項の規定の適用については、同項第一号中「給料の額」とあるのは「給料の額に地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値を乗じて得た額」と、同項第二号中「年」とあるのは「一年の前年」と、「前年」の一月一日」とあるのは「前々年」の九月三十日」と、「組合員の掛金の標準となつた給料の合計額を当該組合員の総数で除して得た額」とあるのは「全員の組合員の同月の地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）第一条の規定による改正後の法（以下この号において「改正後地共済法」という。）第五十四条の二に規定する標準報酬の月額の平均額を改正後地共済法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額」とする。

2 (略)

2 (任意継続組合員に係る標準報酬の月額等に関する経過措置)
第七十二条 (略)

2 (略)

3 改正後地共済令第四十八条第三項の規定は、施行日以後に退職した任意継続組合員について適用し、施行日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。この場合において、施行日前に退職した任意継続組合員の平成二十八年四月分以後の任意継続掛金に係る改正前地共済令第四十八条第三項の規定の適用については、同項第一号中「給料の額」とあるのは「給料の額に地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値を乗じて得た額」と、同項第二号中「組合員の掛金の標準となつた給料」とあるのは「組合員（任意継続組合員を除く。）の地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）第一条の規定による改正後の法第五十四条の二に規定する標準報酬の月額」とする。